

目次

第1章 景観からのまちづくりにむけて

1-1. 雲仙市における景観計画の意味	1
1-2. 景観まちづくりのねらい	2
1-3. 景観まちづくりの要点	4
1-4. 景観まちづくりの基本理念	5
1-5. 景観まちづくりの方針	7

第2章 雲仙市の概況

2-1. 島原半島における雲仙市	8
2-2. 島原半島レベルでみた“まちづくりの方向性”	13
2-3. 雲仙市の概況	15
2-4. 雲仙市の“まちづくりの方向性”	45
2-5. 雲仙市民の景観に対する意識	50

第3章 雲仙市の景観の特徴と景観まちづくりの課題

3-1. 雲仙市の景観の特徴	54
3-2. 景観まちづくりの課題	62

第4章 雲仙市の景観特性

4-1. 雲仙市の景観特性	65
---------------------	----

第5章 景観計画の区域

5-1. 景観計画の区域	70
5-2. 重点区域の指定	70

第6章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

- 6-1. 地域毎の景観形成の基本方針73
- 6-2. 重点区域候補地75

第7章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 7-1. 市域全域の良好な景観の形成のための行為の制限76
- 7-2. 重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限78

第8章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- 8-1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針79

第9章 良好な景観の形成のために必要な事項

- 9-1. 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項（基本的事項）80
- 9-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項（基本的事項）80

第10章 景観まちづくりの取り組み施策

- 10-1. 景観誘導のためのルールづくり81
- 10-2. 市民活動への支援・制度の充実82
- 10-3. 景観まちづくりの推進施策83
- 10-4. 景観まちづくりの推進体制84

- 〔解説〕 景観法と景観計画85

第1章 景観からのまちづくりにむけて

1-1. 雲仙市における景観計画の意味

雲仙市では、雲仙岳や九千部山などの火山山塊を頂点に、有明海と橘湾の2つの海まで至る半島特有の自然が、人々の暮らしや歴史とともに雲仙市の景観の基盤となっている。とりわけ、千々石断層の稜線を境に無数の小河川が谷すじを刻み、これらの小流域は、利水、治水、生態系はもちろんのこと、文化や生活の営みなどの様々な点で相互につながりを持つ多様な景観を育んできた。そして、上流から源流にかけての大部分が雲仙天草国立公園に含まれ、わが国を代表する豊かな自然環境を有している。

また、太古の昔からの遺跡も多く、中世から近世にかけては歴史上の舞台にもなってきた。近世では神代小路が鍋島藩の領地であったことから武家屋敷群などの景観資源が多数残存し、他の地域においても先人達が各流域の特徴を活かして作り出してきた棚田や畑地、漁港、鉄道跡などの個性的な営みの景観が、今日まで継承されてきている。

これらの特徴をもとに、以下のようなものを「雲仙市ならではの風景」と捉えることができる。

- ①火山活動に育まれた表情豊かな風土
- ②第一次産業と強く結びついた自然
- ③観光・レクリエーションの対象としての質の高い歴史・文化

しかし、近年の都市化や生活の変化の中で、かけがえのない「雲仙市ならではの風景」の特徴が薄れつつあるという現状がある。こうした現状は、「雲仙市全体の活性化」を大きく左右する問題として懸念されるところである。

そこで、雲仙市では、市民、事業者、行政がともに話し合い、協働により個性あふれる「雲仙市ならではの風景」を守り育て、次の世代へ伝えていくため、この「雲仙市景観計画」を策定した。

「雲仙市景観計画」は景観法に定められた景観計画に該当する法定計画である。併せて、雲仙市の景観まちづくりの基本的考え方を明確化し、その考え方のもとに、「雲仙市景観条例（仮称）」をともに策定し、条例に基づく景観施策の推進のため、必要な事項について定めるものとする。

雲仙市の「景観まちづくり」において、その主眼は必ずしも強い規制をかけることではない。市民一人ひとり、各事業者、公共事業を担う行政の各所管が、「雲仙市ならではの風景」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くしていくことを、暮らしの一環として主体的に実行していくことを最重視する。

1-2. 景観まちづくりのねらい

(1) 景観まちづくりのねらい

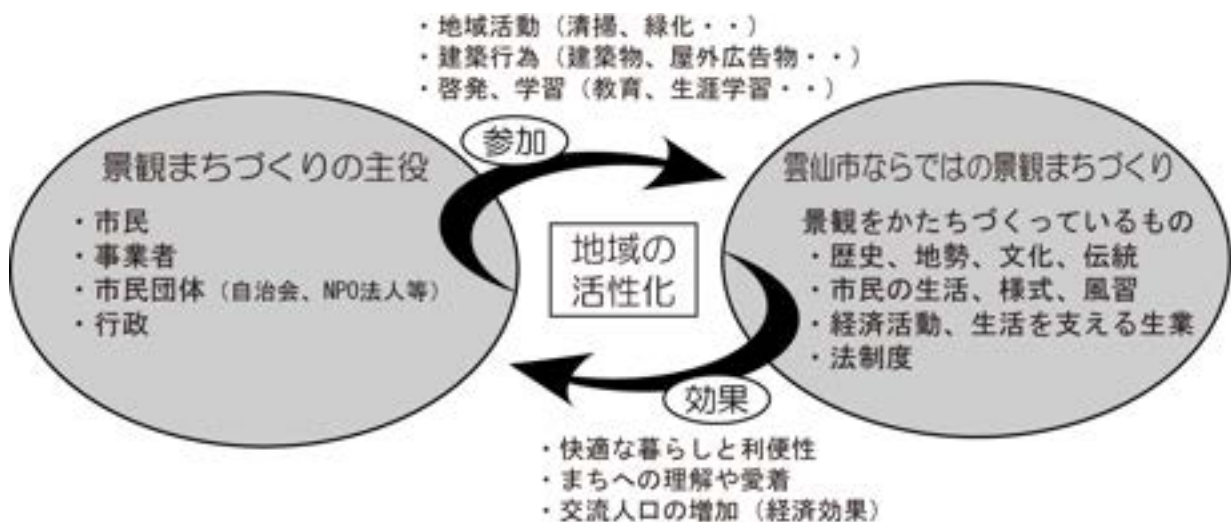
雲仙市では、美しい景観を保全することに加え、景観資源をまちづくりに活用することにより、地域の活性化、観光の振興を図ることを視野に入れた取り組み、すなわち「景観まちづくり」を目指していく。

(2) 景観まちづくりの効果

景観は、目に見えるだけに誰もが理解しやすく、活動の成果を目で確認することができるものである。景観の視点からまちづくりに取り組めば、対象が身近な地域であるほど、住民や事業者など様々な立場の人々にとっては、身近な問題として捉えやすく、積極的に活動に参加しようという意思が働き、多くの人々の参加が期待できる。

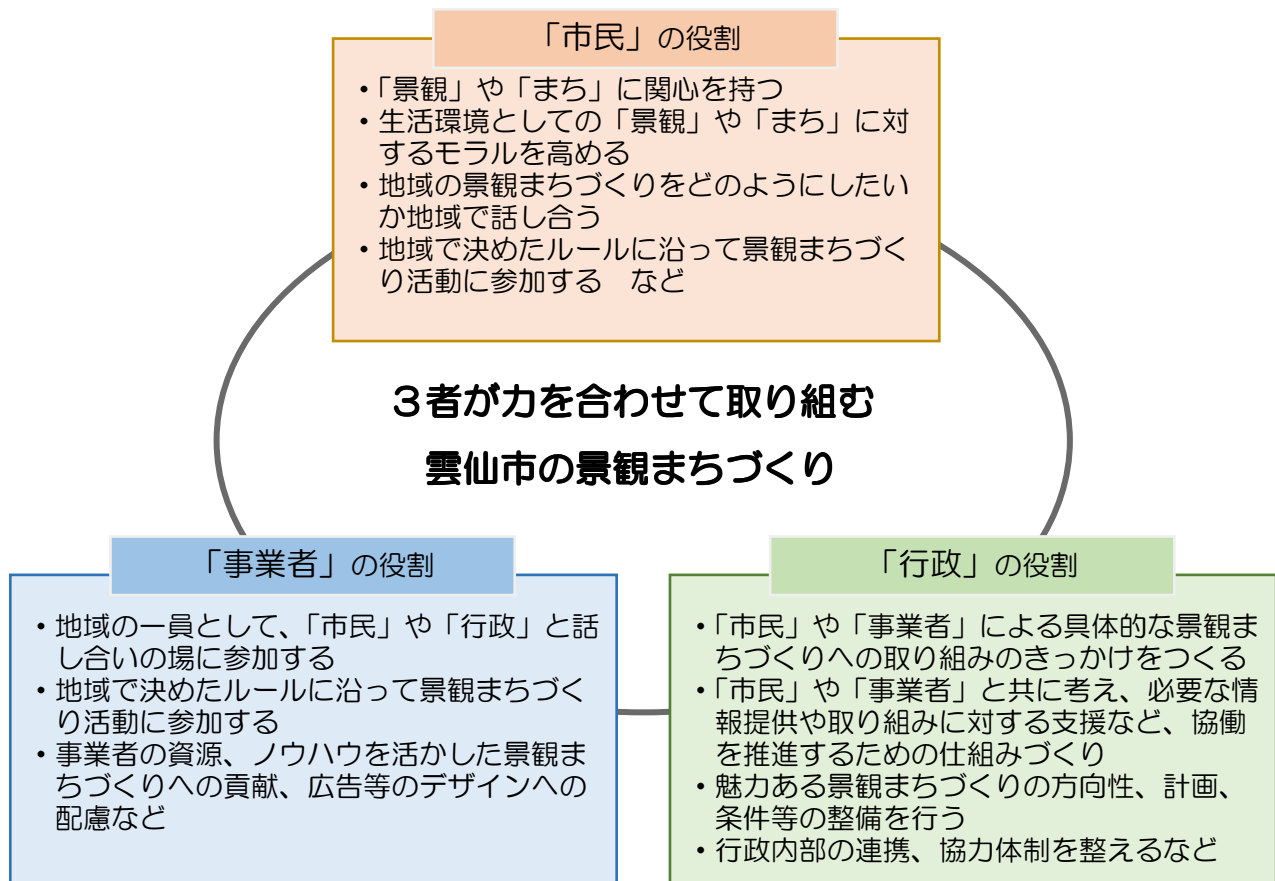
このように、景観の視点からのまちづくりは、様々なまちづくり活動の一層の強化につながり、さらには、地域の活性化や交流人口の拡大、定住促進、観光の振興にもつながる。

このような効果を引き出していくには、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動を継続していくことが求められる。そのためには、市民一人ひとりが、雲仙市ならではの景観を再発見し、景観まちづくりに参画し、その活動の輪を広げていくことが大切である。



(3) 景観まちづくりにおける役割

景観まちづくりは、行政だけの努力で実現するものではなく、市民、事業者、行政が共通の目標を持って、美しい雲仙市を「守り」「育て」「継承していく」ために、力を合わせて取り組んでいくことが大切である。そこで、適切な役割分担のもと、市民、事業者、行政のそれぞれが、景観まちづくりの担い手として、積極的・継続的に取り組んでいくことが必要である。



(4) 景観計画の位置づけと役割

●総合的な景観まちづくりの推進基盤として

これまでの各地区での景観に関する取り組みを充実、強化するとともに、社会情勢の変化、合併による市域の拡大、景観法の制定などに対応した、新しい総合的な景観形成を推進する基盤としての役割を果たす。

●市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針として

景観形成は、庁内関係部局はもとより、国や県、市民や事業者が目標を共有化し、連携して取り組んでいく必要がある。このため、本計画は市民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たす。

●景観からのまちづくりの推進策として

本計画は、「雲仙市総合計画」などで示されている本市の「将来の都市像」や各地区ごとに取り組まれているまちづくりについて、景観の視点から実現させるものであり、これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、一体となって総合的にまちづくりを推進する役割を果たす。

1-3. 景観まちづくりの要点

要点1 新しいまちづくりと景観 ～新しい価値、文化として～

島原半島の北西部の7つの町が合併して、新たな地域づくりを進めている雲仙市では、「豊かな大地、輝く海とふれあう人々で築くたくましい郷土」とする将来像の一つの実現化が「景観まちづくり」である。市民、企業、行政の共通イメージとして「雲仙市ならではの風景」に誇りと愛着・責任を持ち、協力・協働して「より良い景観」を守り、育て、継承していくことを続けていかなければならない。

雲仙市ならではの「景観まちづくり」とは、定量的な基準や目標値を達成することではなく、魅力ある「ふるさと」として、「新しい価値、新しい文化」をつくることである。

要点2 産業の振興と景観 ～暮らしの中で～

「雲仙市ならではの風景」づくりは、観光産業の振興にも貢献し、『雲仙・山麓「食」「遊」「快」のくにづくり』と連動するものでなければならない。良いまちづくりとは、地域社会が安全で、産業活動が安定して活気があり、豊かな自然と文化・歴史が脈々とした魅力を発し、人々の暮らしが快適で生き生きとしたたくましい地域とすることであり、雲仙市の総合計画では「雲仙モデル」として大きな期待が寄せられている。

そのために、景観は「暮らしの中で育んでいく」という視点が欠かせない。

要点3 営みの継承と景観 ～市民の愛着と誇り～

雲仙は、古くから霊場、湯治場として栄えた歴史を持ち、近代では国際的な保養地としても、第一級の自然的景観を誇っている。その麓に広がる大地には、谷あいには伸びる棚田や、丘陵地上に連なる畑地や牧草地などの農の営みが展開しており、歴史ある集落のたたずまいとともに、文化的景観を培ってきた。また、近代以降の交通網の発達に伴い、時代の要求に応じた土地利用や施設整備がなされ、現在のまち景観を形成してきた。

このように、固有の風土の中で生まれ、受け継がれてきた景観は、これからも「雲仙市ならではの風景」の骨格となるべきものであり、「ふるさとの風景を誇りに思う市民をはじめとした多くの人々の努力」によって、さらに後世に受け継いでいかなければならない。

1-4. 景観まちづくりの基本理念

雲仙市が行っていく「景観まちづくり」では、その主眼は必ずしも強い規制をかけることではなく、市民一人ひとり、各事業者、公共事業を担う行政の各所管が、「雲仙市ならではの風景」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くしていくことを生活活動の一環として主体的に実行していくことを最重視したいと考え、次のテーマを定める。

【景観まちづくりのテーマ】

「雲仙市ならではの風景」に誇りと愛着・責任を持ち

市民が互いに手を携えて「守り」「育て」「継承していく」

景観まちづくりのテーマを受け、基本理念を次のように定めることとする。

理念1

継承と活用

先人が守り育ててきたすぐれた景観資産を、市民の共有財産としてとらえ、景観まちづくりの中で活かしていく。

景観まちづくりは、雲仙市において、先人が育ててきた自然的景観や文化的景観を、今生活している市民が自分達の文化として継承し、自分達の知恵とエネルギーを加えて創りあげていくものである。

「雲仙市ならではの風景」は、市民、事業者及び行政が共有しており、その場所には思い入れが感じられ、地域や関係者の連携や協力意識の基盤になっている。また、老若男女がその価値を学び、共有し、ともに大切にしていく意識を育んでいる。このような思い入れの対象の中には、先人が守り育ててきたものが多くあるため、市民がそれを理解し、評価して、優れたものは次代に継承していく。

理念2

自然への感謝

国立公園区域内の自然保護だけに限らず、かけがえのない豊かな自然環境を守り、責任をもって次世代に繋いでいく景観まちづくりを行っていく。

雲仙市には、雲仙岳を中心とする緑深い山々と、清涼な水が流れる谷すじ、美しい海岸線に至るまで、豊かな自然環境が広がっており、雲仙市民ひいては日本国民に広く意識されている美しい風景がある。

雲仙岳を中心とする山岳地と、千々石断層を境に北麓と西麓とに分けられる地形の特徴は、市民の日常生活においても、自然環境を中心とした骨格を感じさせる基盤となっている。また、数多くの谷すじに展開する生活に身近な自然環境は、四季折々の表情を映し出す雲仙市ならではの風景をつくり出す重要な場所である。この豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐことは、現代を生きる私たち市民の責務である。

理念3

美しい生活環境の創造

景観まちづくりを通して、個性豊かな文化とうるおいにあふれた生活を支えるふるさと環境の創造をめざす。

「雲仙市ならではの風景」は、仕事、通勤や通学、買物、コミュニティ活動など市民の日常生活が繰り返し展開される環境として、いつでも感じられるわかりやすい表情を持っている。それは、緑や水、農地、建物、集落やまちなみで構成されており、そこには、目に見える色や形だけではなく、歴史や文化が読みとれ、日常生活における香りや響き、肌触りなども合わせて、すべてが一体となって感じられる。

また、土地利用や鉄道、道路、大きな施設の存在は、異なった表情を持っている。祭りやイベントなどのコミュニティ活動、海岸や川、道路、公園等の清潔さなども重要な特色となる。更には、その場所で展開された生活が残している物語性など、すべてを合わせた生活環境が総合的に表現される。

雲仙市は、景観まちづくりをこのような生活環境の重要な側面であると捉え、きめ細かく五感に配慮した景観まちづくりを通じて美しい生活環境を創造していく。

理念4

自主的活動への支援

生活環境と最も密接な関係を持つ市民を中心とした自主的な景観まちづくりを行政が支援、助成していく。

その場所にしかない固有の風景は、そこで展開される日常生活と密接な関係を持っている。日常生活の主役である市民の「こうあってほしい」という愛着の程度が景観に表現されている。

また市民は、住宅や農地などを中心として景観の多くの部分に責任を負っているといえ、住宅前の道や、川、緑、建物のつくり方、農地や山林の維持管理の方法についても事業者や行政に働きかけることができる。

日常生活を通して地域と共に関わっている自治意識の備わった市民の中には、既に生垣を大切にしたり、コミュニティ活動の中で神社の維持管理や道の清掃などに労を惜しまない人達もいる。また、伝統的建造物群保存地区などで歴史的まちなみの維持管理を図っている地区や、棚田の環境を守ろうと努力している地区もある。これからも雲仙市の景観まちづくりを進める運動の基本として、このような、生活環境をよくしていこうという自主的な学習・活動に対して、行政が支援、助成をしていく。

建設、維持管理、改変や除去という行為の限りない組み合わせによって、新しい対応が求められる景観まちづくりを丁寧に工夫し、改善していく。

市民が現在生活しているそれぞれの地域は、日々生成・変化しており、雲仙市の景観の中には、多くの人々が「雲仙市ならではの風景とほいい難いので、取り除きたい、改変したい」と感じているものもある。また「新しく道や建物、あるいはまちなみをつくりあげていきたい」と考える場合もある。

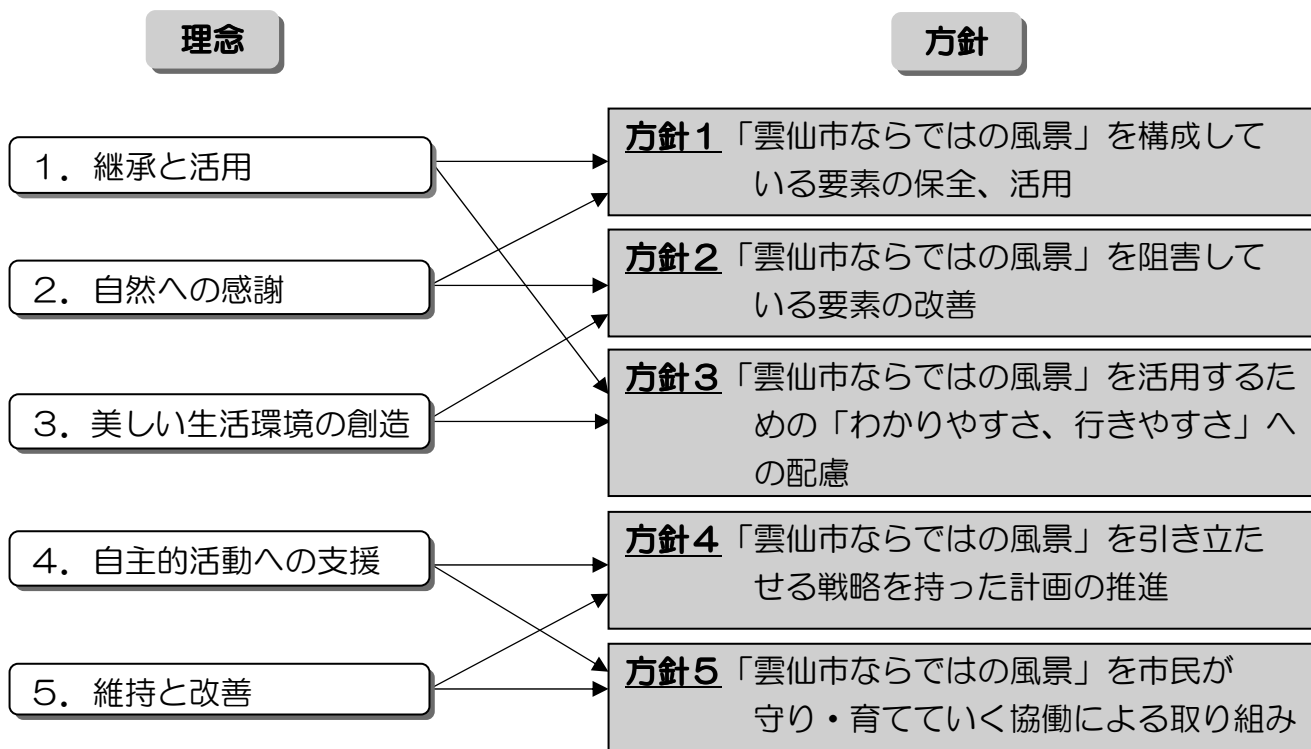
雲仙市が発展していく中で、市民の生活環境の基盤施設がつくり出す景観は、このような新しい状況に対応して、市民が維持、改善しながら継承していかななくてはならない。

そのためには市民を中心として、事業者や行政も協力し、「雲仙市ならではの風景」について共通のイメージをつくりあげていくことが大切である。

そして、その様なイメージを基本として、新しい要素を加え、好ましくない要素を取り除いたり、改変したりしていくことも積極的に進めていく。

1-5. 景観まちづくりの方針

景観まちづくりを進めるための考え方や、具体的な行為などの際に手がかりとなる内容を景観まちづくりの方針として整理した。



第2章 雲仙市の概況

2-1. 島原半島における雲仙市

(1) 島原半島の概況

島原半島は、長崎県の東南に突出した周囲約138.3km、東西約24km、南北約32km、面積約459.52k m²の半島で、雲仙市・島原市・南島原市の3市からなる。北部と東部は雲仙山系とそれに連なる穏やかな丘陵地帯、及び海岸沿いに広がる平野部からなり、南部は先雲仙火山による低くてゆるやかな地形となっている。

島原半島の北岸は有明海に面し、半島の付け根部分の有明海は諫早湾と呼ばれている。東岸から東南岸は有明海の開口部である島原湾に面し、熊本市、宇土半島、天草上島と対峙している。南端は瀬詰崎といい、ここから早崎瀬戸を挟んで天草下島まで4.4kmほどで、西岸は橘湾に面し長崎半島に対峙している。

島原半島中心部の雲仙火山は、普賢岳(1,359.3m)、平成新山(1,482.7m)、妙見岳(1,333m)、国見岳(1,347m)、九千部岳(1,062m)、野岳(1,142m)などの海拔1,000m級の火山帯によって形成される複合火山である。



(2) 3市の概況

①雲仙市

雲仙市は、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置しており、北岸は有明海に、西岸は橘湾に面している。雲仙山系の険しい山地と、それに連なる丘陵地、及び海岸沿いに広がる平野部からなり、面積は206.87k m²である。

②島原市

島原市は、徳川譜代の松平7万石の城下町として島原半島の政治、経済、教育文化の中核的地位と役割を果たしてきた市である。島原半島の東端に位置しており、有明海に面している。中央部の眉山を中心として東側の有明海へ伸びる傾斜地となっており豊富に水が湧き出る。眉山の東斜面には1792年の大規模崩壊跡があり、崩壊下部より九十九島周辺の海域にかけては多数の流山が分布している。面積は82.77k m²である。

③南島原市

南島原市は島原半島の南東部に位置し、雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地を有し、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持っている。面積は169.89k m²である。「島原の乱」終結の地として知られる原城跡をはじめ、セミナリヨ跡やキリシタン墓碑など数多くの史跡が残されている。

(3) 自然的特徴

島原半島の大半を占める雲仙火山は、火山帯中央部を東西に横断する雲仙地溝帯とともに、多数の溶岩ドームにより形成された火山であり、優れた山岳景観を呈していることから、1934年、日本で最初の国立公園「雲仙国立公園」として指定を受けた。1990年からの噴火活動による溶岩ドームや火砕流、土石流の発生により、従来の山岳景観に加えて、原始的な火山景観が形成された。

島原半島は内陸性気候区であるが、雲仙火山地域は山地型気候区に属していると言われている。年平均気温はおよそ17℃、年間降水量は1,800~2,200mmで、雲仙火山地域は、年間を通して平地部より4℃~5℃低くなっており、降水量も約1,000mm多くなっている。

低海拔地の照葉樹林帯と高海拔地の夏緑樹林帯とに区分され、照葉樹林帯と夏緑樹林帯の間にはモミ林の生育が見られ、特に夏緑樹林においては、生育分布の西限となる日本の固有種が生育する。その代表例として、雲仙岳に生育するブナが挙げられる。また、九州の火山に特有の植生として、ミヤマキリシマ群落や硫気荒原植生であるツクシテンツキ群落の生育が見られる。

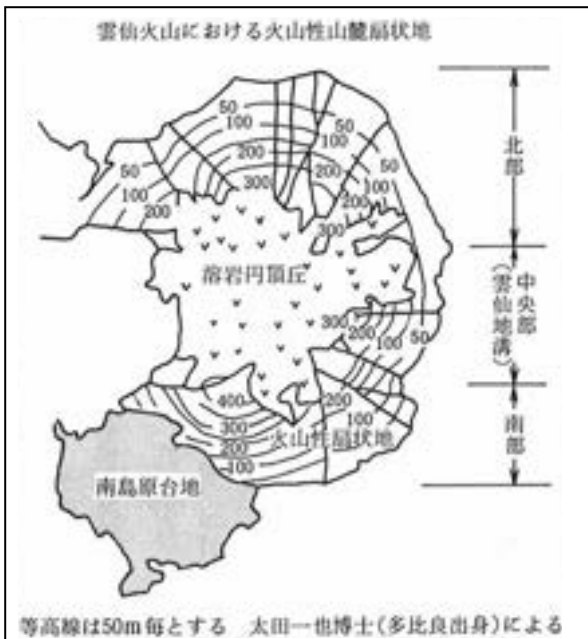


図 地形概念図 (出典：国見町郷土誌)

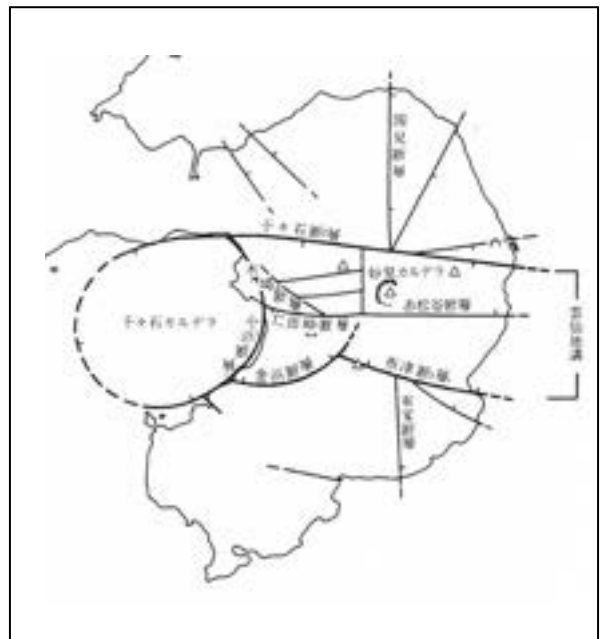


図 地質構造図 (出典：千々石町郷土史)

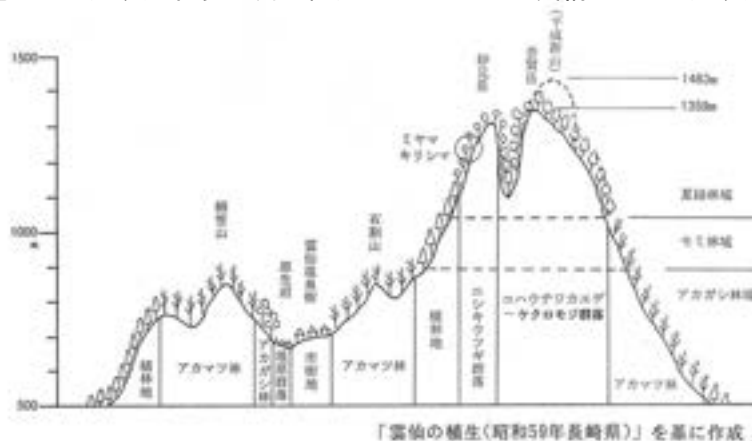


図 雲仙の東西断面植生 (出典：雲仙ルネサンス計画)

(4) 歴史的特徴

今から約 7300 年前の縄文時代に、薩摩硫黄島近くの海域で巨大噴火が起こり、大規模な火砕流や降下火砕物が九州本島を襲った。この時南九州を中心に、それまでの縄文文化が途絶し、かわって朝鮮半島や本州西部から、新たな土器を持った人々が渡来してきたといわれている。島原半島では雲仙市「百花台」、島原市「大野原」、「小原下」、南島原市「原山ドルメン」、「権現脇」などの縄文遺跡が発見されている。

島原半島は、日本で初めて 1580 年にイエズス会の中等教育機関として有馬の城下町にセミナリヨが設置されたところでもある。1601 年のイエズス会年報に「有馬のセミナリヨではオルガンまで制作していた」との記録がある。

江戸時代には、島原の乱（1637 年）と島原大変（1792 年）という 2 つの大激震に見舞われた。島原の乱で領民がほとんど死に絶えた島原半島南部では、幕府が強制移民令をだし、九州一円、小豆島その他から移民により、地域の復興が行われた。

文化遺産としては、島原半島南部に散在するキリシタン史跡をはじめ、国・県指定史跡・文化財は 29 件に達している。このうち、南島原市の原城跡、切支丹墓碑、日野江城跡については、県内有数の教会とともに「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として世界遺産の登録を目指している。

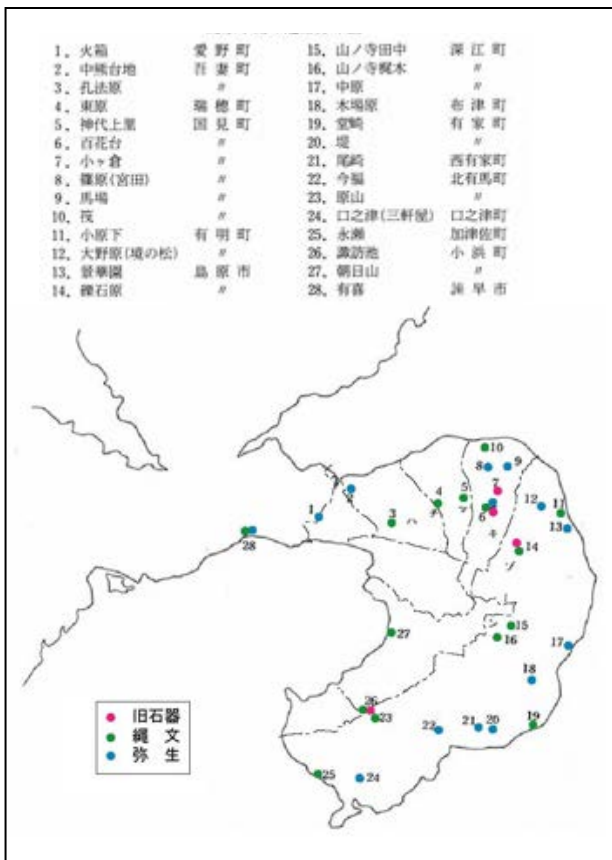


図 島原半島の主な遺跡分布（出典：愛野町郷土誌）

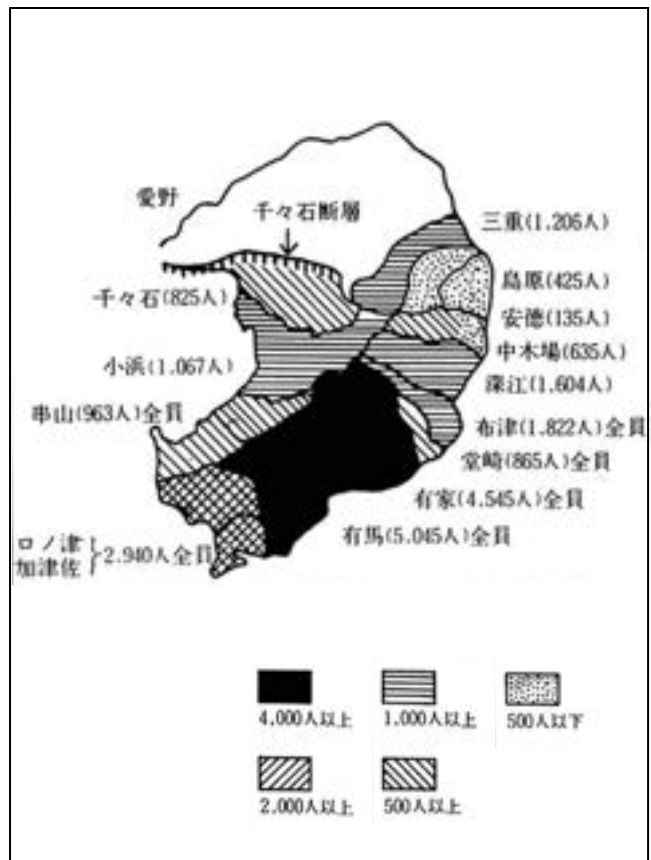


図 島原の乱参加数（出典：愛野町郷土誌）

(5) 社会的特徴

島原半島の人口は、約 14 万 5 千人（2010 年国勢調査より）となっており、雲仙市と島原市が約 4 万 7 千人ずつ、南島原市が約 5 万人である。2005 年から 2006 年にかけての市町村合併以前は 17 の行政区域（1 つの市と 16 の町）が雲仙火山を中心に放射状に存在していたことで分かれるとおり、居住地域は海岸寄りに偏っているものの人口が極端に少ない地域はない。主要道路は島原半島の外周を走る国道と、雲仙温泉街を通る縦横に走る国道である。

土地利用形態は、周辺地域と比較して田畑の構成比が高く、森林、原野の構成比が低いという特徴を持ち、耕地面積は半島の 3 割を占めている。耕地面積は畑地の割合が 6 割強となっており、畑作農業地帯である。農産・園芸・畜産のバランスのとれた農業が展開されており、地域を代表する農業地帯となっている。平野が広がる北部に比較すると、南部には平地に乏しく傾斜地で細分化された耕地が分散している地域もある。

漁業海域は、橘湾海域と有明海海域に大別され、橘湾海域では湾口が広く外洋性の高い漁場を利用した漁業のほか、ブリ、マダイなどの魚類養殖が営まれている。有明海海域では、早崎瀬戸周辺から島原市沖にかけての南部の漁場では、一本釣り、延縄、刺網のほか、潮汐を利用した源式網、待ち網漁法など有明海特有の漁法も営まれ、島原市有明町沖から、雲仙市瑞穂町沖にかけては、一本釣りなどの漁業のほかアサリ、カキの養殖が営まれている。また、有明海の沿岸一帯では、ノリ、ワカメ、コンブ、ヒトエグサ（アオサ）の養殖が盛んで地域の特産品となっている。

また、島原半島は古くからの観光地であるが、既存の温泉や歴史、文化遺産等に加え、自然資源を活用した体験型観光を主眼とした観光戦略を構築している。民間組織である NPO 法人がまだすネットを設立し、自然体験、農業体験などのプログラムを開発し、インストラクターの養成や誘客活動など、体験型観光の推進に取り組んでいる。



図 島原半島周辺の交通網

(6) 雲仙岳の概要

雲仙岳の最初の噴火活動はおよそ50万年前といわれており、その後、野岳・妙見岳・眉山・普賢岳などの山体が形成された。1792年、我が国最大の火山災害といわれる「島原大変肥後迷惑」では、眉山の大崩壊とともに対岸の熊本県にも多大な被害が及び、約1万5千人の死者がでた。また、平成噴火活動は、1990年11月から5年6ヶ月もの間、島原半島全体に様々な被害を及ぼした。

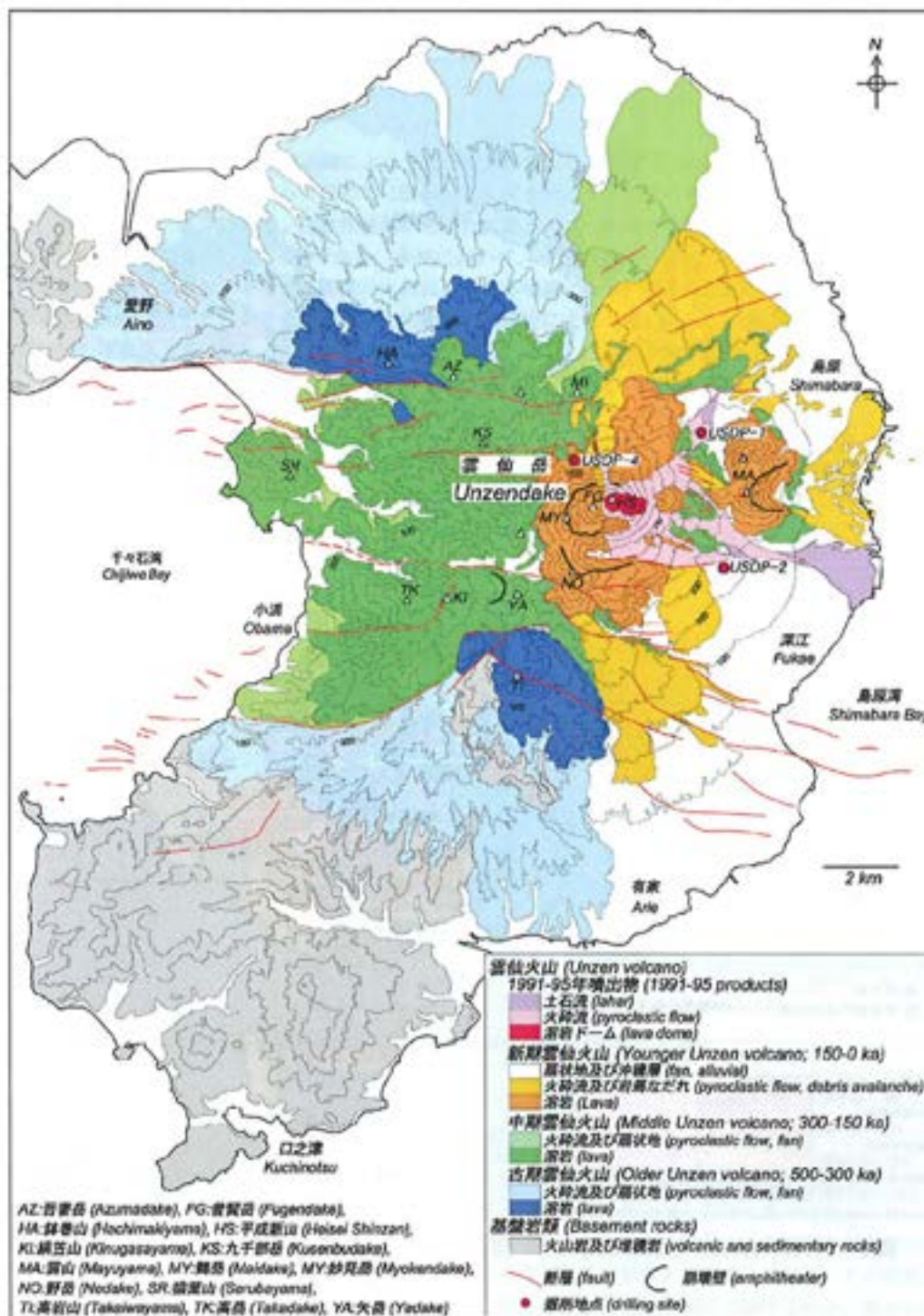


図 雲仙火山の地質図と年代推定値

(出典：島原半島ジオパーク 世界ジオパークネットワーク申請書)

2-2. 島原半島レベルでみた“まちづくりの方向性”

(1) 長崎県長期総合計画 ～島原半島の将来像～

長崎県では、2000年に「長崎県長期総合計画」を2001年から2010年を計画期間として策定している。その中で島原半島の将来像を以下のように「農業先進地」、「景勝地」と設定している。

—将来像（島原半島）—

- ◎自然災害に強い安全で住み良いふるさと
- ◎人々の知恵と努力が支える農業先進地
- ◎優れた自然、多彩な文化を求めて人々が憩い集う景勝地

(2) 島原半島ジオパーク（平成21年10月登録）

島原市を中心とした地域では、「火山と人のかかわりあい」をキーワードにネットワーク化を図った「平成新山フィールドミュージアム構想」が、行政、民間組織によって取り組まれてきた。このような実績を踏まえ、島原市、雲仙市、南島原市が中心となり、島原半島地域の地質資源を、世界ジオパークガイドラインに沿った質の高いものとして整備するとともに、世界ジオパークネットワーク加入の認定を受けるために連携し、継続的に運営していくことにより、地域振興に寄与することを目指している。



これらの取り組みにより、平成20年10月、島原半島ジオパークは、**日本ジオパーク国内第1号**に認定されるとともに、平成21年10月、世界ジオパークネットワークへ登録された。

ジオパークとは

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園のこと。ジオパークでは、その地質遺産を保全し、地球科学の普及に利用し、さらに地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指している。2004年に世界ジオパークネットワークがユネスコの支援により設立され、50箇所のジオパークが、参加基準を満たすジオパークとしてネットワークに参加している。ユネスコのガイドラインによれば、世界ジオパークの一員となる Geopark は次のようなものであるとされている。

- ・地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域である。
- ・公的機関、地域社会ならびに民間団体によるしっかりした運営組織と運営・財政計画を持つ。
- ・ジオツーリズムなどを通じて、地域の持続可能な社会、経済発展を育成する。
- ・博物館、自然観察路、ガイド付きツアーなどにより、地球科学や環境問題に関する教育・普及活動を行う。
- ・それぞれの地域の伝統と法に基づき地質遺産を確実に保護する。
- ・世界的ネットワークの一員として、相互に情報交換を行い、会議に参加し、ネットワークを積極的に活性化させる。

(3) 島原半島の他2市の“まちづくりの将来像”

島原半島の3つの市では、2005年から2006年にかけての合併を経て、その後10年間を計画期間とするまちづくりの将来像を、それぞれ「総合計画」として策定している。

ここでは、島原市、南島原市のまちづくりの方向性を整理する。

①島原市総合計画より

島原市では、島原城などの歴史資源と湧水を活かした島原半島の中核都市を目指している。

■将来像

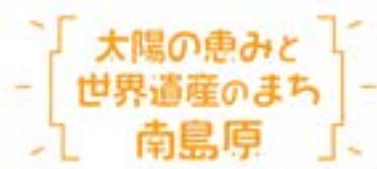
「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」

火災都市という地域の特色を受け入れ、災害の教訓を生かし、「自然との共生を図る都市づくり」を目指すと同時に、これまでの歴史を引き継いで「島原半島の中核となる都市づくり」を進め、半島の牽引役としての役割を果たしていく。また、「多くの方に気軽に気持ちよく訪れてもらえる開かれた交流都市づくり」を進めると同時に市民一人ひとりがまちづくりに主体的に関わっていける「市民主体の都市づくり」を進めていく。

②南島原市総合計画より

南島原市では、食のアピールと世界遺産登録を目指したまちづくりが行われている。

■基本方針



本市は、豊かな自然環境を舞台とした太陽の恵みあふれる“食の産地”です。そして、世界遺産暫定一覧表に登録されたキリシタン史跡を持つ、世界に誇れる歴史のまちです。

本市は、「太陽の恵みと世界遺産のまち」として、かけがえのない地域資源を大切に守り育てながら

「生活重視の安心・安全のまち」

「自然・歴史・食の産地を地域ブランドにひとときわ輝くまち」

「ずっと働ける元気な産業のまち」

を将来像に、これからのまちづくりを市民協働で進めていきます。

2-3. 雲仙市の概況

(1) 自然的条件

①位置・気象

島原半島は、長崎県の東南に突出した周囲約 140km、面積約 460k m²の半島で、雲仙市・島原市・南島原市の三市からなる。雲仙市は、2005 年 10 月 11 日に南高来郡国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・小浜町・南串山町が合併して誕生した。島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置しており、北岸は有明海に、西岸は橘湾に面している。雲仙山系の険しい山地と、それに連なる丘陵地、及び海岸沿いに広がる平野部からなり、北緯 32 度 41 分から 32 度 52 分、東経 130 度 07 分から 130 度 19 分にわたる地域を占め、東西 17km、南北 24km、総面積は 206.87km²で、長崎県全体 (4,094.64km²) の 5.1%を占めている。

温暖多雨な気候であり、年平均気温は 16.4℃、年平均降水量は、山岳地の雲仙岳は年平均気温 12.5℃、年降水率は 2,962.6mm と平地に比べて低温・多雨となっている。



図 雲仙市の位置

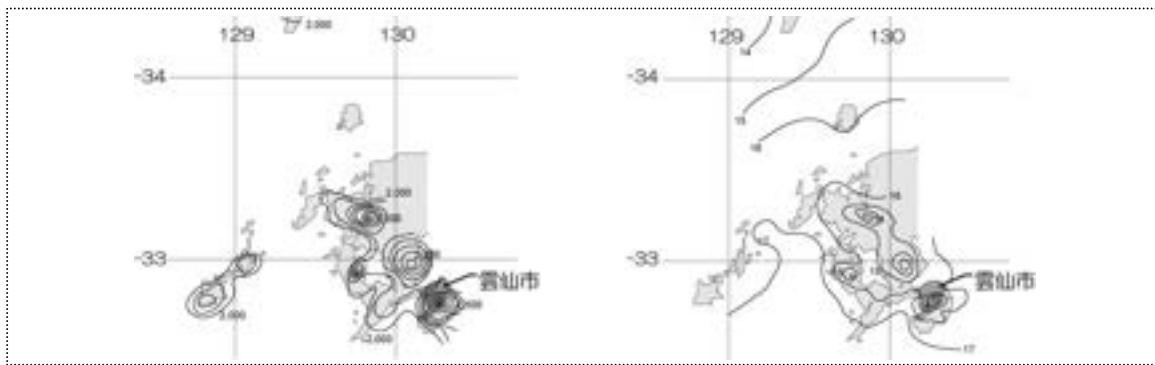


図 長崎県における年降水分布 (単位 mm) / 年平均気温分布 (単位℃) (出典: 愛野町郷土誌)

②地形・地質

島原半島の中央部には、雲仙岳の主峰をなす普賢岳(1,359m)をはじめ、国見岳 (1,347m)、妙見岳 (1,333m)、九千部岳(1,062m)、野岳(1,142m)などの、主として黒雲母角閃石安山岩よりなる海拔 1,000m 級の溶岩円頂丘がそびえている。

雲仙岳の周囲には、ゆるやかな斜面を持つ火山性の山麓扇状地が広がり、その北側と東側は有明海に弓なりに張り出している。橘湾に面する山麓扇状地は千々石カルデラを縁どる断層により陥没し、内側に湾曲した円弧を描いた海岸線をなしている。この山麓扇状地は竜石層とよばれる基底火山砕屑岩で構成されている。また、中央部の火山帯と離れて溶岩円頂丘の猿場山が位置する。

雲仙火山の中央部を東西に横断している幅 8 km、長さ 16km、落差 200~300m の溝状の火山性陥没地帯 (雲仙地溝) の北限は南落ちの千々石断層で、南限は西側では金浜断層で東側では深江断層と布津断層でいずれも北落ちの断層となっている。その他にも雲仙地溝内部には断層が多数認められ断裂の発達も著しい。千々石断層は、西端は愛野展望台の真下の断崖で、東端は島原鉄道の南島原付近と考えられており、田代原までは千々石断層は認められるが、その先は判然としない。しかし今もお生きている活断層である。



千々石断層

③雲仙（島原半島）のなりたち

■第一期：南島原の発生

洪積世前期に南有馬町から南串山、口之津方面が火山活動を開始し、玄武岩や火山砕屑岩を堆積した。この頃できた地層をまとめて口之津層群という。この地盤を突き破って角閃石安山岩や輝石安山岩などが噴出し、今日見られる島原南部の地形が出来た。

■第二期：西雲仙火山の発生

島原北部に噴火活動が移り、大規模で激しい火山活動が25万年前頃に始まった。最初に噴出したものは北島原の基礎をなしている輝石安山岩で、北島原の大部分が隆起し、陸化し、次いで噴出した角閃石安山岩の溶岩・火山灰・砕屑物が島原北部を覆った。噴火による堆積物は同心円状に堆積し火口を中心に秀麗な成層火山が形成され、その長い裾野が西部地区を除く島原半島全体のまちなみとなっている。この山は陥没が始まり高さは著しく減少し、雲仙地溝の原型になっている。このカルデラ内に高岳・絹笠山・矢岳が出現し、火口原に鉢巻山・吾妻山・鳥甲山が噴出し、小地獄南東の高岩山も出現したと思われる。これらの山は輝角閃石安山岩でできている。

■第三期：九千部岳の出現

火山活動の中心は雲仙地溝の北側に移り、拡大された火口原内の南北の弱線に沿って、九千部岳・千々石岳・地獄火山が噴出し、今日見られるように西北方に沈下した火口壁を持っている二重式火山を形成した。噴出した溶岩は輝角閃石安山岩であった。

九千部岳は原型を保っているが、地獄火山は噴火・爆発を繰り返しながら火口盆地をつくり火口底には温泉が湧出し雲仙温泉街になった。その火口壁として東西に矢岳・衣笠山がある。また、千々石岳と九千部岳の間に大爆裂がおこり、千々石岳は破壊され千々石爆裂火口が構成された。

この後、大地殻変動により千々石断層線が形成されたが、千々石断層は南側が大きく沈没して雲仙地溝となり、西側では半円形の陥没を生じ千々石カルデラが形成され橘湾ができた。吾妻岳と九千部岳との間の陥没部分は、標高700mの田代原高原となっている。この時期に雲仙地溝内に多くの断層が形成され、寄生火山として猿葉山が噴出した。

■第四期：普賢岳の出現

現在の普賢岳の基底部分で約1万年前に大噴火が始まり、眉山が噴出した。続いて仁田峠の南に野岳・有明町の南端に舞岳が噴出した。普賢岳基底火山は溶岩を大量に噴出したため陥没し妙見カルデラを形成した。このカルデラに沿って半円状に江丸岳・国見岳・妙見岳・縦山が噴出し外輪山を形成した。いったん火山活動は終息するが再び中央火口丘が噴出し普賢岳を形成した。これらの溶岩は黒雲母閃石安山岩であった。その後普賢岳はしだいに衰退し休眠状態になった。

■第五期：普賢岳の変化

寛文3年～4年（1663～1664年）に再び普賢岳の鳩の穴から噴火が始まり、多量の黒雲母閃石安山岩の溶岩を北側の山麓に流出した。

寛西4年（1792年）に鳩の穴の北側の穴迫谷で地震や噴火が始まり、穴迫長けを埋めて末端に焼山と呼ばれる溶岩台地が形成された。これと前後して群発地震が起こり、眉山の斜面の大崩壊、海岸の入江は陥没し海岸線は約800m前進し流下した山塊は海中で数々の小島を作り九十九島と呼んでいる。これにより有明海に大津波が発生し、約15,000人の犠牲者が出た。（島原大変）

平成元年（1989年）11月橘湾の地下10km前後の深さを震源とする群発地震が発生し、震源がしだいに東に移動しながら浅くなり、やがて火山性微動も発生し、翌平成2年11月17日、198年ぶりに普賢岳は噴火活動を開始した。

平成3年3月29日には九十九島・地獄跡・屏風岩の三火口から同時噴火も起こり、5月20日頃には地獄跡火口から溶岩ドームが出現し、6月3日には大火砕流が発生し、43人の犠牲者が出た。溶岩は噴出し続け成長し、土石流や火砕流を引き起こしながら崩壊し、平成6年7月13日までに13個の溶岩ドームが出現した。平成7年3月に噴火活動が停止するまでの約4年間に噴出した溶岩量は約2億m³におよんだ。この噴火により火口付近に巨大な溶岩ドームが形成され、普賢岳頂上（1,359m）よりも高い1,486mになった。この火山は平成新山と名付けられた。

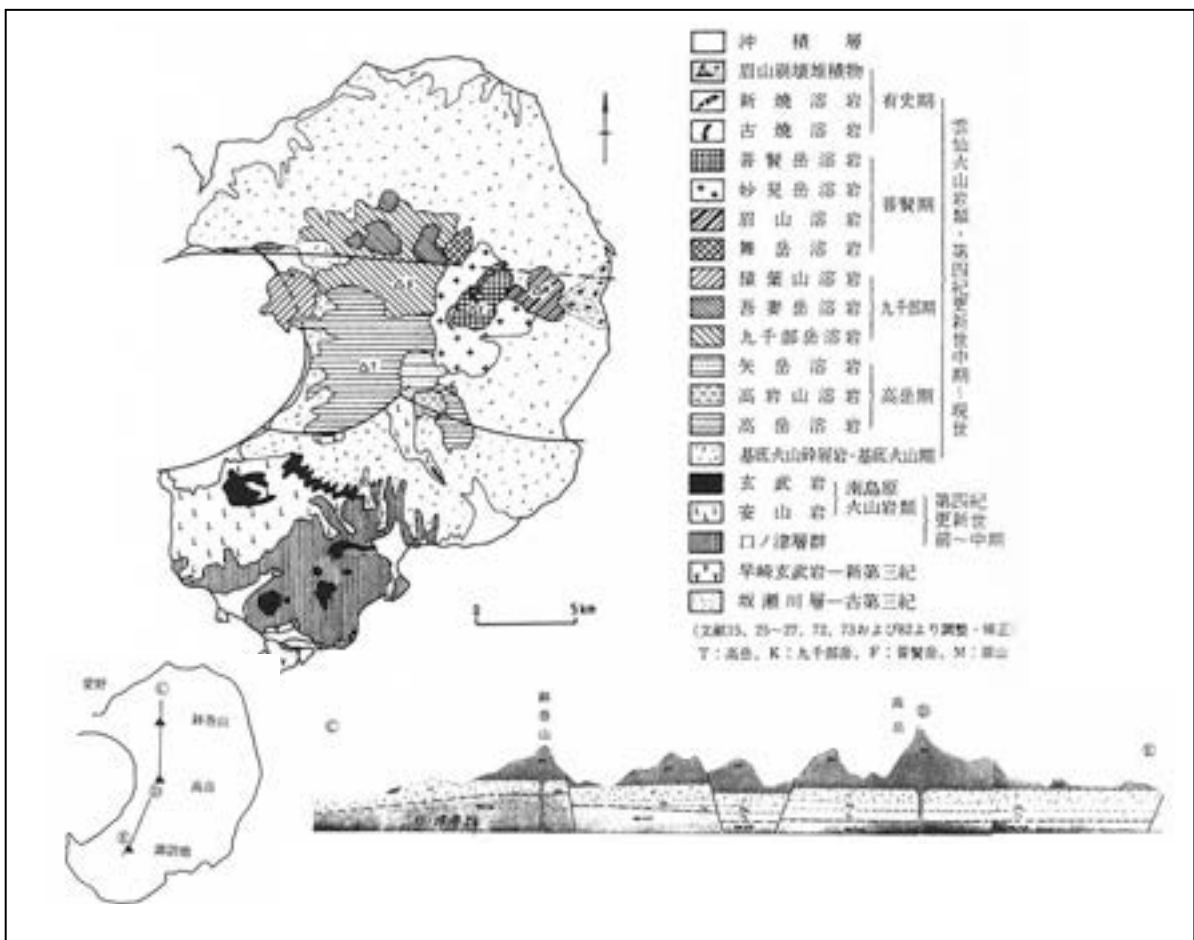
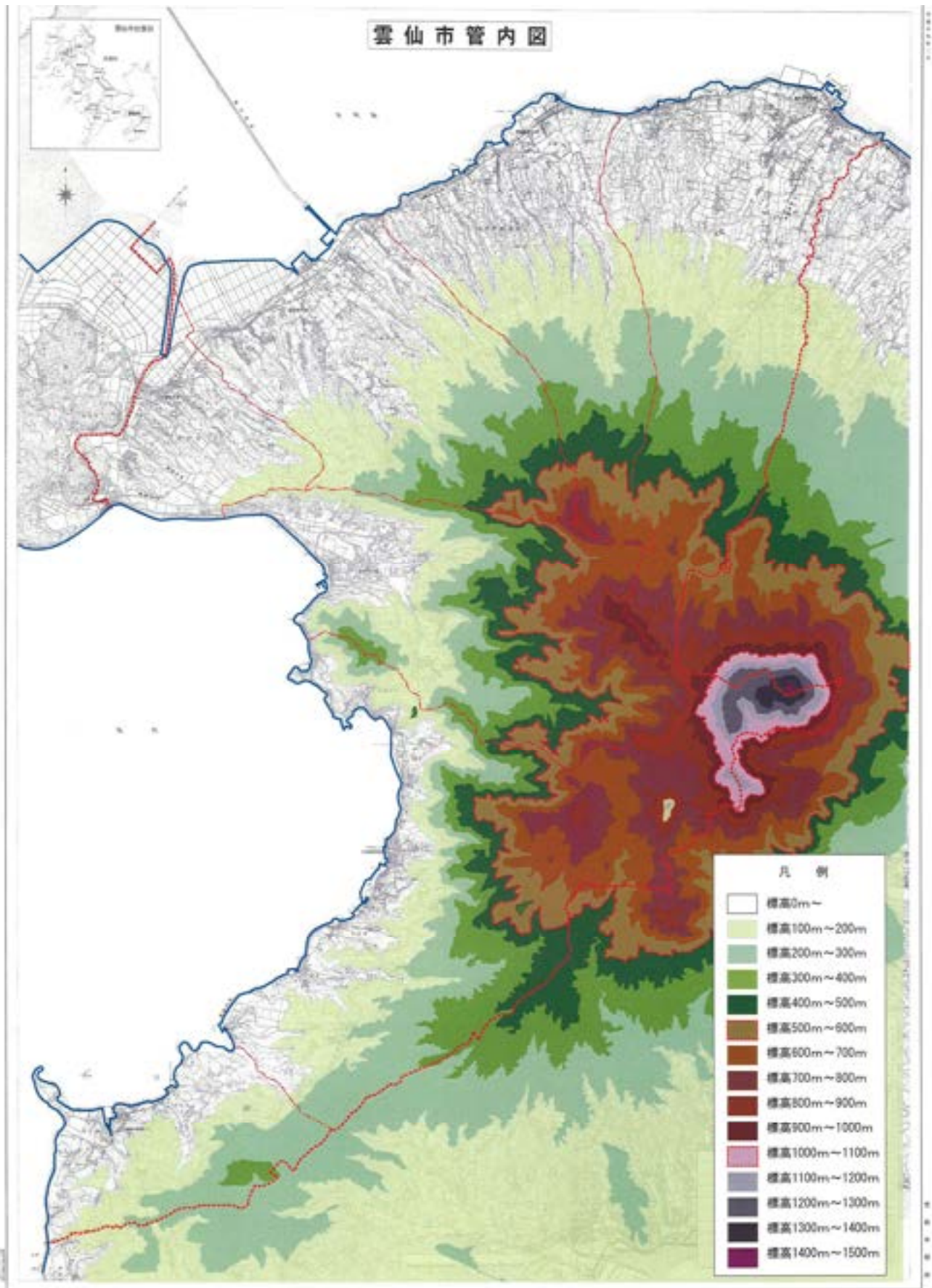


図 島原半島地質図／断面図（出典：千々石町郷土誌）

■地形図 (S=1:100,000)



④水系

山麓北側のなだらかな丘陵地には多数の谷が走り、鳥甲山を起点とする土黒川（2級河川）・神代川（2級河川）や、西郷山を起点とする西郷川（2級河川）をはじめ大小の河川が有明海に注いでおり、肥沃な水田地帯を形成している。

また、西岸は妙見岳（標高 1,333m）・仁田峠（標高 1,078m）・野岳（標高 1,142m）の西側斜面を水源とする千々石川（2級河川）や、田代原を起点とする上峯川（2級河川）などが溪谷を流れ橘湾に注いでいる。千々石川は島原半島第一の長さを持ち、大部分が狭谷中でその落差は 700m 余あり水量も安定しているため、稚児落としの滝や岳の棚田などの景観を生んでおり、また明治時代より水力発電が行われている。



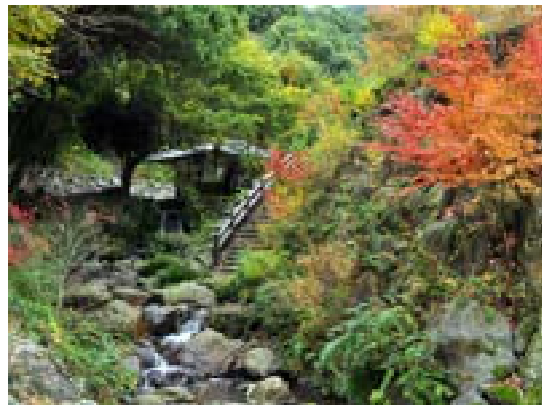
神代川



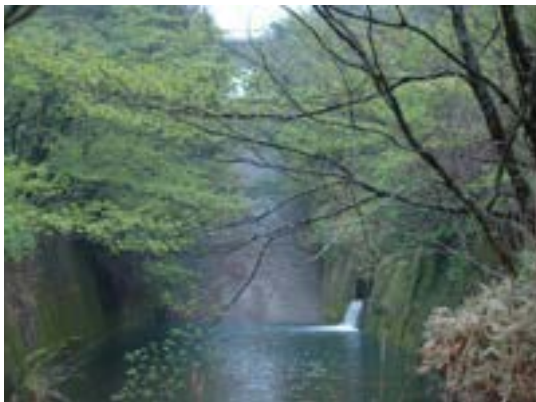
神代川の支流「みのつる川」



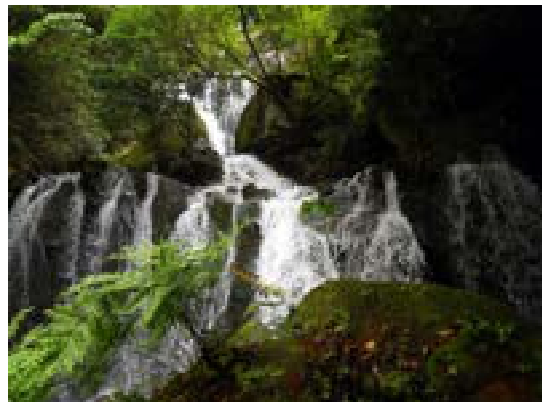
土黒川



岩戸川のほとりの農村公園



千々石川上流の別所ダム付近



稚児落としの滝

⑤植生

島原半島の中央部に位置する特別名勝雲仙岳の植生帯は、海拔 1,000m 付近を境に、それ以下の照葉樹林帯とそれ以上の落葉樹林帯に区分される。また、この地域内には国の天然記念物として、「普賢岳広葉樹林」、「野岳イヌツゲ群落」、「池の原ミヤマキリシマ群落」、「原生沼沼野植物群落」、「地獄地帯シロドウダン群落」がある。また、ウンゼンスミレ、ウンゼンマンネングサ、ウンゼントリカブト、ウンゼンカンアオイ、ウンゼンザサの五つの「ウンゼン」の名が付く植物がある。

扇状地が河川の浸食によってできた谷筋の低地は水田として開墾され、丘陵部は標高 200m 付近を境にそれ以下の果樹園や畑地とそれ以上のスギ・ヒノキ等の植林地となっている。



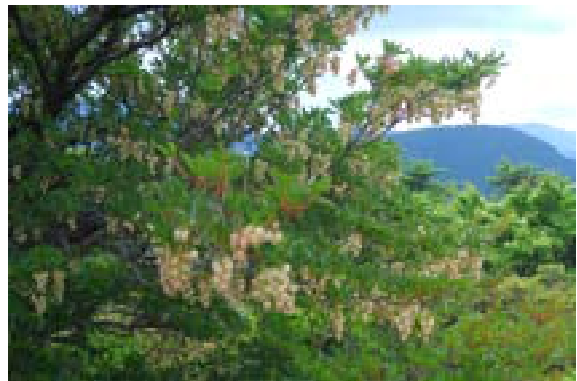
普賢岳広葉樹林



池の原ミヤマキリシマ群落

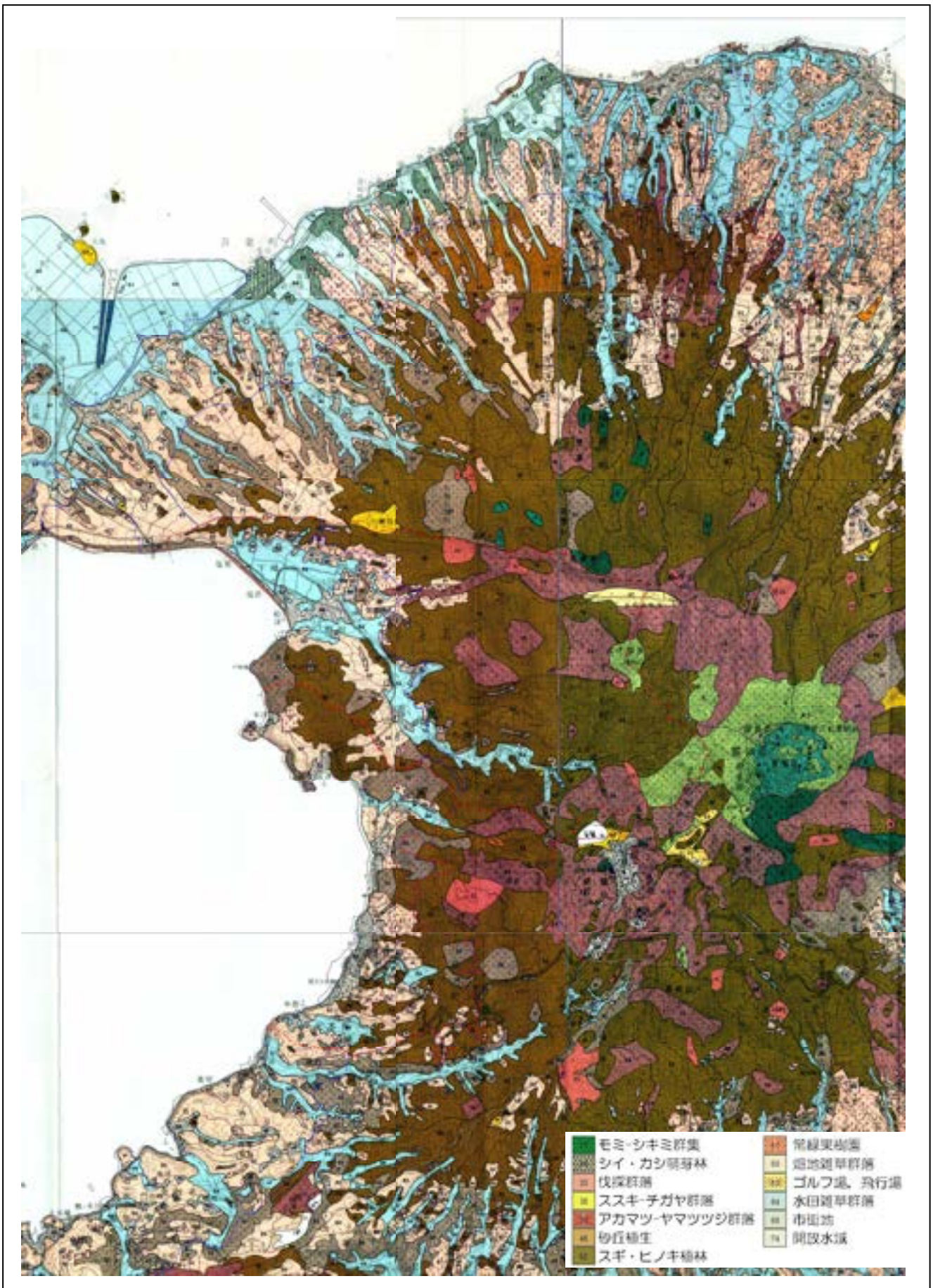


野岳イヌツゲ群落



地獄地帯シロドウダン群落

■ 植生図 (S=1:100,000) (雲仙市都市計画基礎調査)

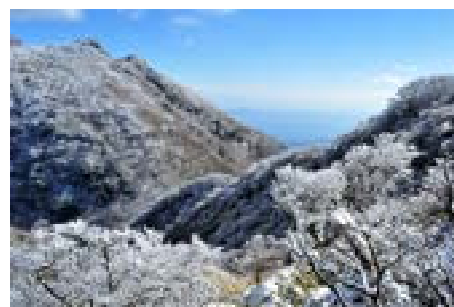


⑥自然公園等

豊かな自然に恵まれた雲仙市では、雲仙岳を中心に雲仙天草国立公園の雲仙地域に、海岸部を中心に島原半島県立公園に指定されている。

■雲仙天草国立公園の雲仙地域 面積：12,858ha（雲仙市域外も含む）

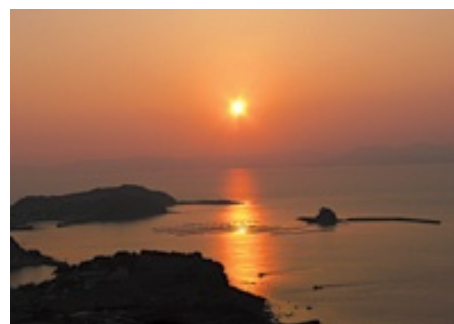
雲仙温泉地域は、江戸時代に外国人によってヨーロッパに紹介され、広くその名が知られ戦前は、上海・香港などの大陸沿岸域の欧米人やロシア人の避暑・避寒の地として、また上流日本人の湯治場として利用されてきた。明治44年4月我が国初の県営雲仙公園が開設（温泉公園取締規則が定められる）され、大正2年には日本最初のパブリックゴルフとテニスコートが開設した。



1934年(昭和9年)日本最初の国立公園の一つに指定され、これを機に名前もこれまでの温泉（うんぜん）山から雲仙に改められた。春のつつじ、秋の紅葉、冬の霧氷は雲仙を代表する美となっている。

■島原半島県立公園 面積：1,835ha

島原半島周辺の変化に富んだ海岸線と、雲仙天草国立公園の周縁部及び史跡を中心とし、千々石断層や愛野地峡の雄大な景観、雲仙火山の関係する溶岩円頂丘の猿葉山、眉山崩壊によって出来た九十九島、火山性山麓扇状地の礫石原、百花台等の特徴的な景観が見られる。



■都市公園等

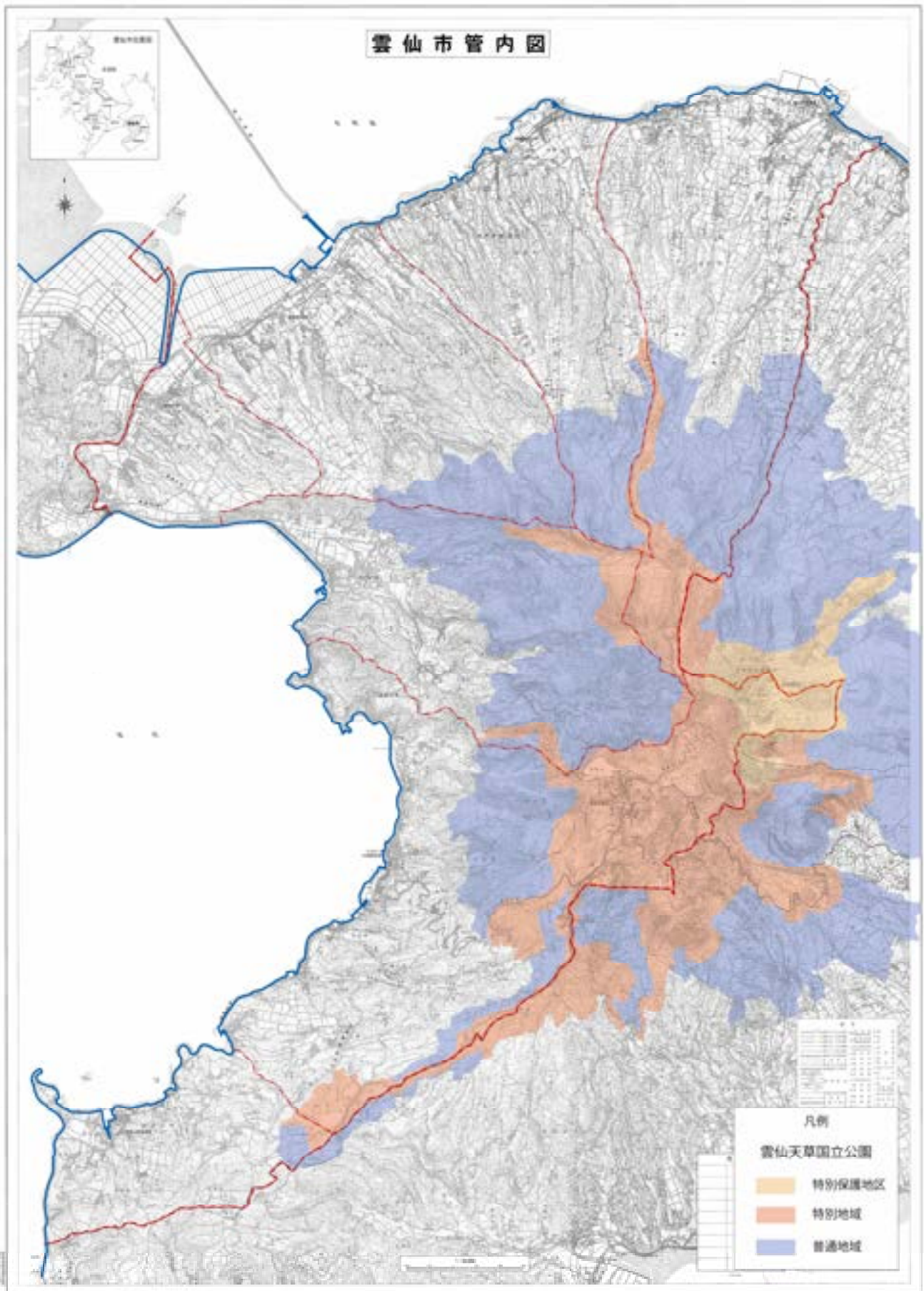
平成25年3月31日現在の都市公園等の面積は、以下の通りとなっている。

(単位：ヘクタール)

名称	所在地	面積
県立百花台公園	国見町金山および島原市有明町湯江地内	42.29
橘公園	千々石町	6.40
上山公園	千々石町字上山	1.30
石合公園	小浜町字石合	0.20
みんなの広場公園	小浜町南本町字脇ノ谷	0.19
小浜町公園（とけん山公園）	小浜町北本町字頭巾山および深迫	1.93
	合計	52.31

(資料：建設整備部監理課)

■公園緑地現況図 (S=1:100,000)



⑦温泉

雲仙火山地域の中央部には1日平均約400トンの温泉が湧き、この温泉は雲仙温泉として麓の小浜温泉、島原温泉とともに広く知られている。

雲仙温泉は古来から有名であり、雲仙火山群のほぼ中央に位置する絹笠山と矢岳にはさまれた標高700mの小盆地内に自然湧水している。泉質は酸性の硫黄泉で、泉温は80℃以上の高温泉である。新湯地区には、大叫喚地獄、お糸地獄、清七地獄などに熱温泉の湧出や噴気孔がある。内外人の利用客に対応して利用施設の開発整備が進められ、昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長期には大量の団体客の確保を目指し、各旅館・ホテルで高層の鉄筋コンクリートの新館の増築等により、収容力は7～8千人を数えるようになった。

小浜温泉は橘湾に面した小浜の海岸地域に湧出する温泉群で、源泉は約30カ所に及ぶが、いずれも深さ約10～100mのボーリングによって開発されたものである。泉温は100℃前後の高温泉で、泉質は弱アルカリ性の含臭素食塩泉である。

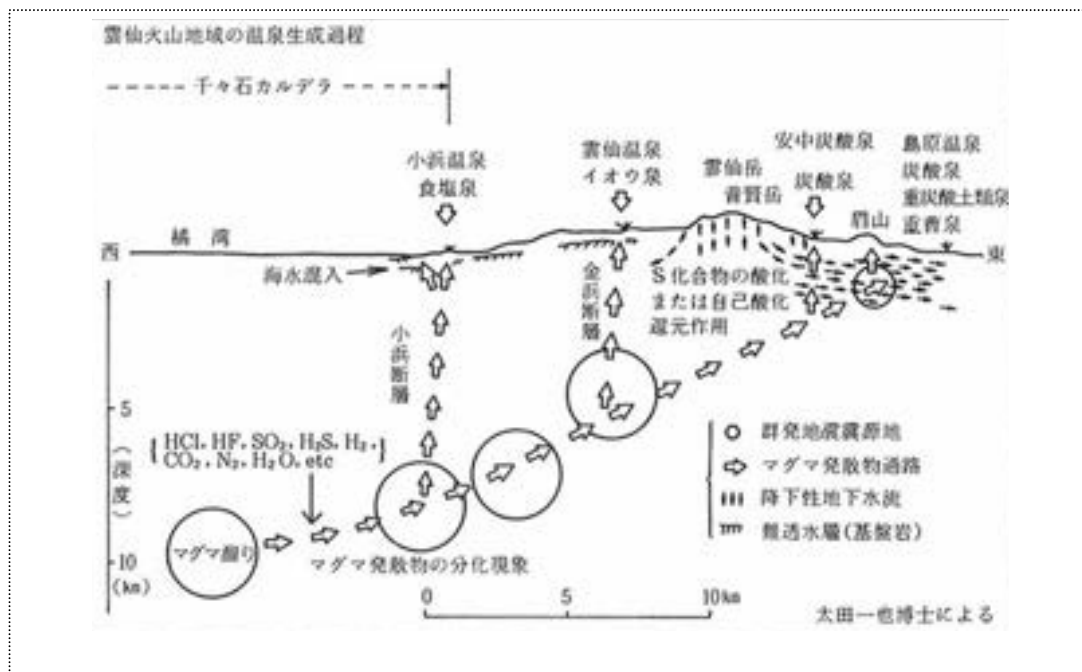


図 雲仙火山地域の温泉生成過程 (出典：国見町郷土誌)



小浜温泉



雲仙温泉

(2) 歴史的条件

■旧石器時代（3万年前～3000年前）

今から3万年くらい前から、島原半島における人の生活の歴史が始まったと推察されている。

(主な遺跡)

- ・百花台遺跡（国見地域）：旧石器時代から縄文時代の出土品があり、下層から順にナイフ型石器・台形石器・細石刃・縄文土器の層となっている。



百花台遺跡群「魚洗川B遺跡」

■縄文時代（約1万年前～）

雲仙岳を取り囲むように標高200～300mの台地に数多くの縄文時代の遺跡が見られる。

(主な遺跡)

- ・筏遺跡（国見地域）：縄文時代後半の遺跡。埋葬施設のほか、各種土器や石器、野生エンバク、小麦など種類も多岐にわたっている。

■弥生時代（約2300年前～）

島原半島は朝鮮半島や中国大陸に近く、海を渡って来た人たちが島原半島に上陸して、有明海を経て北・中部九州へ文化を伝えたという、文化流入ルートの中継点にあたる。

稲作の技術が伝えられたこの時代に多くの村が形成されたと推察されるが、その全貌は解明されていない。

(主な遺跡)

- ・原山支墓石（島原市北有馬）：標高250mの台地に点在する縄文時代終末期の共同墓地で南朝鮮から伝わったもの。縄文時代から弥生時代への転換期に朝鮮半島との密接な交流が行われていたことを示す日本古代文化史上重要な遺跡。
- ・篠原遺跡（国見地域）：弥生中期・後期の高坏や舂圧痕の付いた土器片などが出土した。



原山支墓石

■古墳時代（3世紀～）

島原半島では6世紀から古墳が出現する。

(主な遺跡)

- ・大塚古墳（吾妻地域）：県内でも最大級の前方後円墳。
5世紀後半から6世紀初期の築造。
- ・鬼の岩屋（高下）古墳（国見地域）：巨大な一枚岩が使われた島原半島一円の支配者の古墳。6世紀中頃の築造。
- ・龍王遺跡（国見地域）：前方後円墳
- ・柿の本古墳（瑞穂地域）：円墳
- ・一本松古墳（愛野地域）：島原半島内で最も大きい直径20～30mの円墳



龍王遺跡

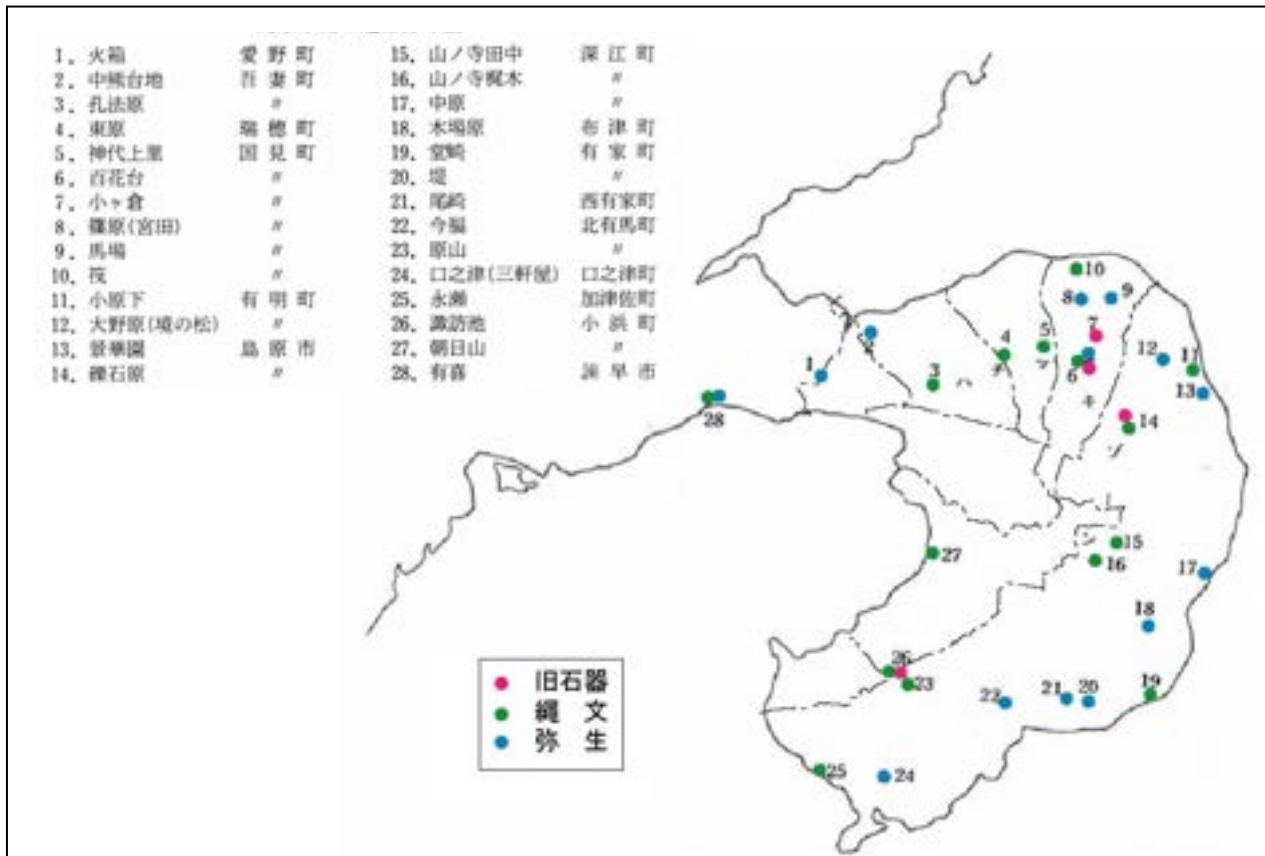


図 島原半島の主な遺跡分布 (出典：愛野町郷土誌)

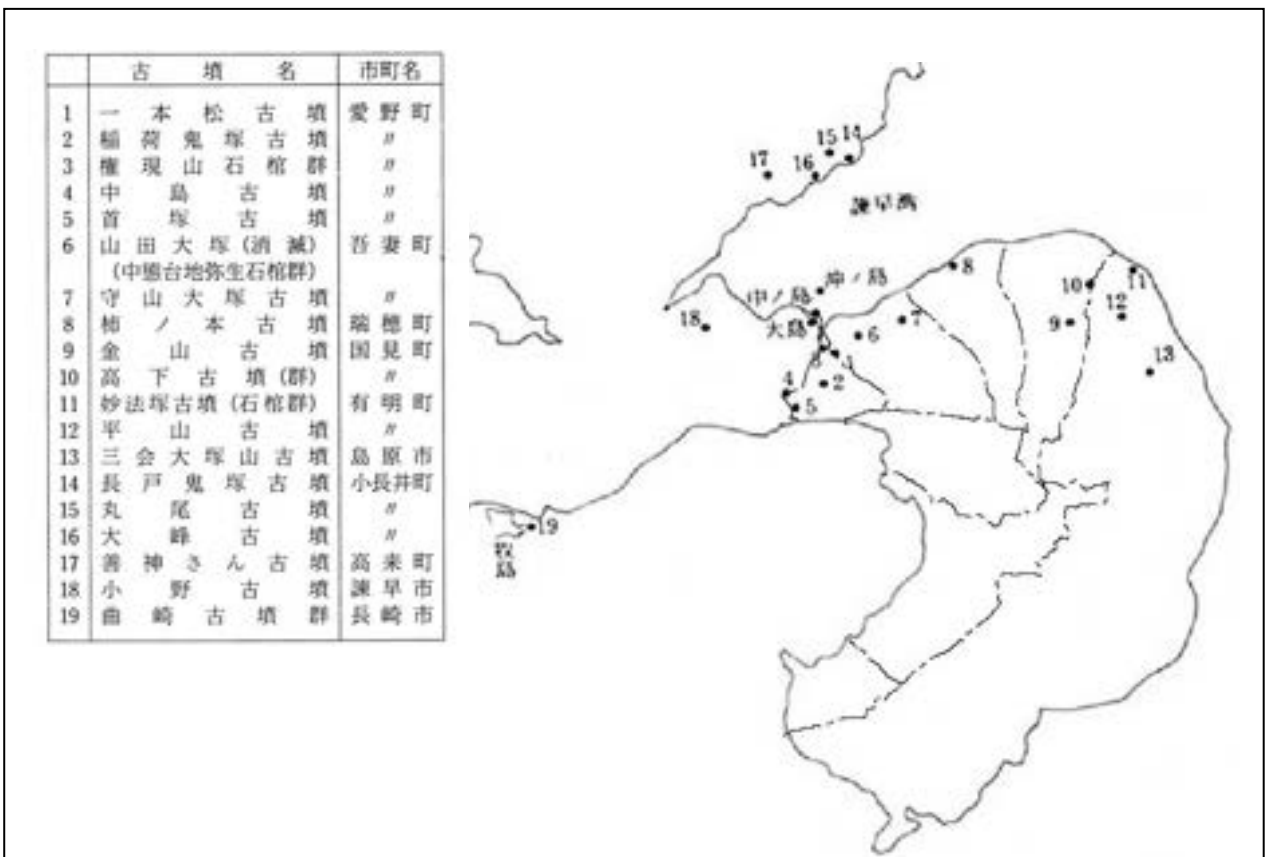


図 諫早湾を中心とした主要古墳分布 (出典：愛野町郷土誌)

■奈良時代～平安時代

律令制度が取り入れられ、今日の長崎県・佐賀県を合わせて肥前国といい、その中に11郡があるうちの、島原半島は高来郡となった。高来郡の中に行政単位としての郷は九郷、小里21あり、山田・神代・野鳥・新居などの郷が推測される。また、国見町多比良に郡衙が置かれていたと推察されている。

島原半島で条里地割を小規模ながら確認できる地区は、守山（一部山田も・吾妻町）、伊古（瑞穂町）、神代～土黒（国見町）というように北目に集中しており、半島南目には、深江町に坪地名が見られるだけで条里遺構はなさそうである。

「肥前風土記」によれば高来郡には野鳥山駅、山田駅など駅が4ヶ所あったことが記されており、駅を結ぶ道が公道として整備されていた。

また、「温泉山縁記」に、温泉岳は古代から知られた温泉の山であり、人々の信仰を集めており、701年に僧行基によって温泉山大乗院満明寺が創建されたことが記されている。

(主な遺跡)

- ・五万長者遺跡（国見地域）：高来郡を支配していた郡司の寺跡と考えられ、近年調査された十園遺跡と共に高来郡郡衙の一部をなす遺跡と考えられる。



図 高来郡九郷設定の推測
(出典：愛野町郷土誌)



図 駅を結ぶ道 (出典：千々石町郷土誌)

■鎌倉時代～室町時代

律令体制が崩壊し、荘園制度が生まれた。島原半島でも、千々岩（千々石町）、山田（吾妻町）、髪白（国見町）、串山（南串山町）など各地に荘園が見られ、そこから豪族・武士が生まれた。島原半島は、案徳、多比良、神代、西郷、大河、伊古、伊佐早等の諸豪族が割拠していた。

山田城（吾妻地域）、隈の城（吾妻地域）、野井城（愛野地域）、杉峯城（瑞穂地域）、神代城（国見地域）多比良城（国見地域）、野田城（千々石地域）など50前後の城郭が、激化した戦乱に対応するため戦国時代にかけて築城される。



図 荘園分布図（出典：愛野町郷土誌）

■戦国時代～江戸時代

- 1540 年頃：有馬氏が島原半島一帯に勢力を拡大する
- 1567 年：ポルトガル船が口之津に入港する
- 1577 年：龍造寺隆信が大村純忠を破り、島原方面にも進出する
- 1579 年：ヴァリニアーノ、口之津に来る
- 1580 年：有馬晴信が洗礼を受け、キリシタン大名となる
- 1582 年：千々石ミゲルたち天正遣欧少年使節がローマへ派遣される
- 1582 年：龍造寺隆信が有馬・島津連合軍と戦い、島原沖田畷で戦死する
- 1587 年：豊臣秀吉が九州平定を行い、神代4カ村を佐賀鍋島の飛び領地に、それ以外の島原半島を有馬領とする
- 1616 年：有馬氏が日向延岡へ移され、松倉豊後守重政が旧有馬領の領主となる
- 1637 年：島原の乱が起こる。翌年2月鎮定
- 1638 年：譜代大名・高近忠房が領主になる
その約30年後には高近氏は失脚し、松平忠房氏が領主になる
救済食物としての甘藷を移入し、栽培を奨励する
- 1642 年：幕府、島原の乱後の復興のため、諸藩に命じて1万石に1戸の割合で島原移住を命ず
- 1792 年：雲仙岳が大爆発を起こす（島原大変）
- 1836 年：全国的な天保の飢饉が起こり、災害・飢餓に対応するため領地各地で新田開発が行われる

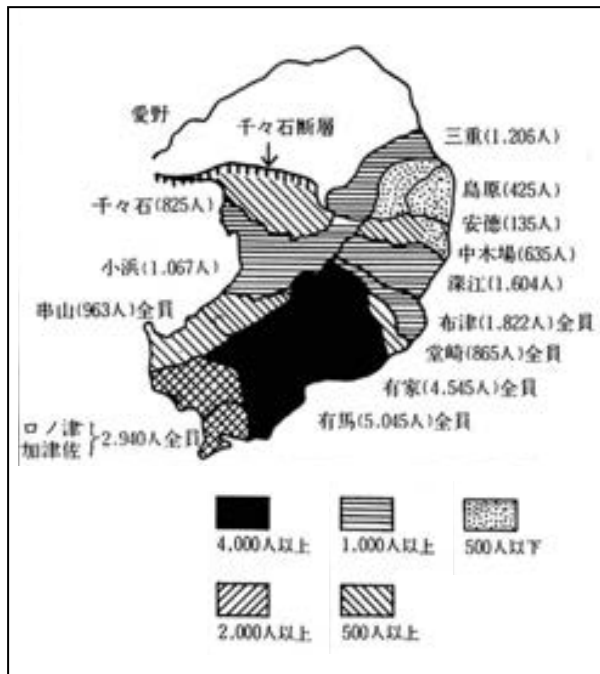


図 島原の乱参加数 (出典：愛野町郷土誌)



図 島原藩領地と江戸後期の各村 (出典：吾妻町町史)

■明治時代～

- 1871年：廃藩置県により、島原藩は島原県となり、神代4カ村を佐賀県に編入したが、数か月後、長崎県に合併される
- 1911年：島原鉄道が開通する（諫早～愛野）
- 1915年：島原鉄道が島原湊駅まで全通する
- 1921年：温泉鉄道が開通する（愛野～下千々石）
- 1926年：小浜鉄道が開通する（下千々石～肥前小浜）
- 1934年：雲仙が国立公園に指定される
- 1938年：雲仙鉄道（温泉鉄道と小浜鉄道の合併）が廃止する
- 1958年：多比良～長洲（熊本県）に有明フェリーが就航する
- 1990年：諫早湾干拓事業が始まる
- 1991年雲仙普賢岳大火砕流が発生する

※昭和8年に温泉鉄道と小浜鉄道は合併し雲仙鉄道と改称する

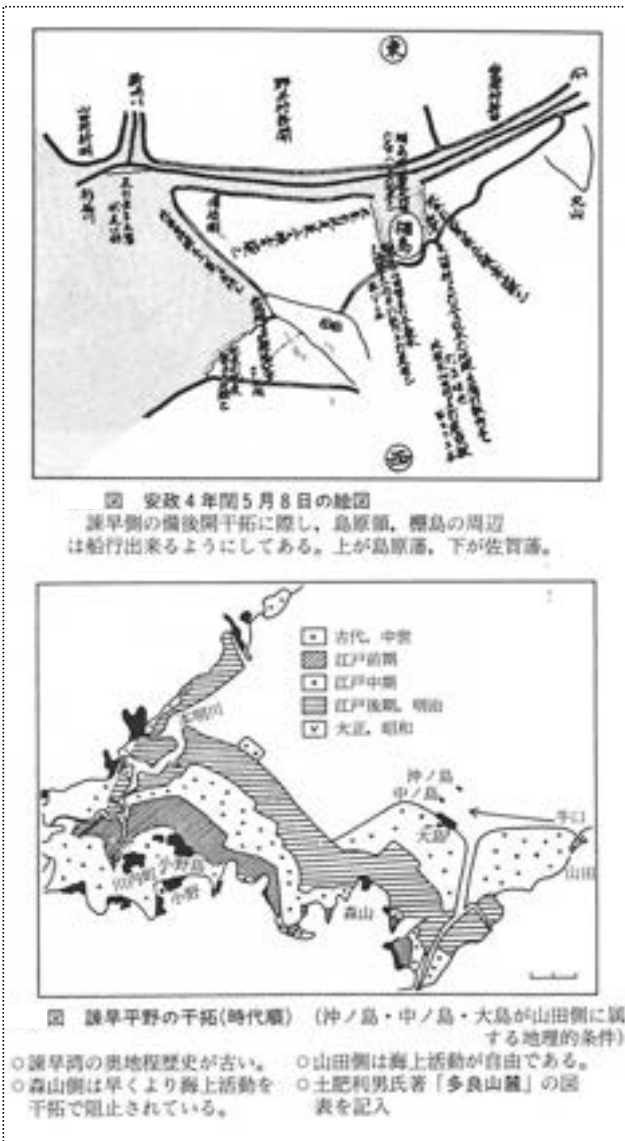


図 諫早平野の干拓 (出典：愛野町郷土誌)



雲仙鉄道



有明フェリー



諫早干拓地

(3) 都市的・人文的条件

①人口・世帯数

本市の人口は平成22年10月の国勢調査で47,245人となり、前回の平成17年国勢調査の49,998人と比べ、2,753人の減となった。これは、5年前に推計した数値である47,582人を337人下回る結果となった。

今後も人口の減少は進行するものと推察され、平成32年には4万1千人台に、平成42年には3万6千人台になるものと推計される。

また、15歳未満の人口比率は、平成22年に13.4%となっているが、平成32年には12.2%と、平成22年と比較して1.2%の減となる一方、65歳以上の人口比率は、平成22年の28.8%が同じく平成32年には35.1%と10年間で6.3%増加することが推計されており、少子高齢化がますます進むものと思われる。

世帯数については、増加傾向となっているが、平均世帯人員は核家族化とともに減少傾向となっており、平成22年は2.98となっている。

	実績						推計値			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
雲仙市	57,380	55,408	54,048	52,230	49,998	47,245	44,327	41,473	38,714	36,007
対H22比	121.5	117.3	114.4	110.6	105.8	100.0	93.8	87.8	81.9	76.2

※平成22年までは国勢調査、平成27年以降は平成17年と平成22年のデータを基にコーホート変化率法により旧町地域ごとに算出。

表 雲仙市推計人口（出典：雲仙市総合計画）

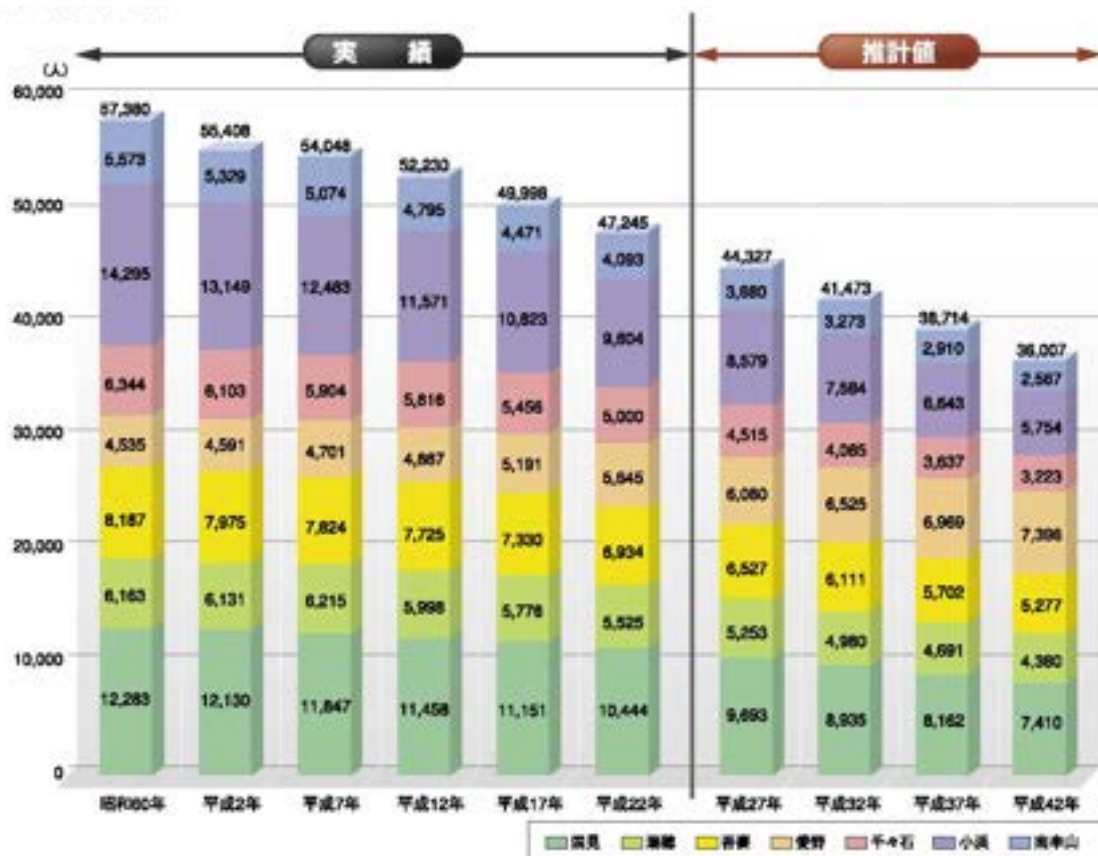


図 地域別推計人口（出典：雲仙市総合計画）

②道路・交通網

主要道路は、島原半島を一周する国道 251 号、愛野から千々石～小浜～雲仙を経て島原に至る国道 57 号及び国見町から雲仙を経て口之津に至る国道 389 号があり、これを県道・市道が補完している。なお国道 251 号の内側を走り愛野町から島原市までを結ぶ広域農道も地域の重要なアクセスとなっている。

また、島原鉄道が島原半島の有明側を半周するように、諫早から島原外港までの 43.2 km を走っており、通勤・通学等地域住民の重要な交通手段となっている。

バス路線については、島鉄バスが運行しており、鉄道と同様に住民生活を支える重要な交通手段となっている。

海上交通については、国見町の多比良港と熊本県の長洲港がフェリーで結ばれており、本市と熊本県を結ぶ重要な交通手段となっている。

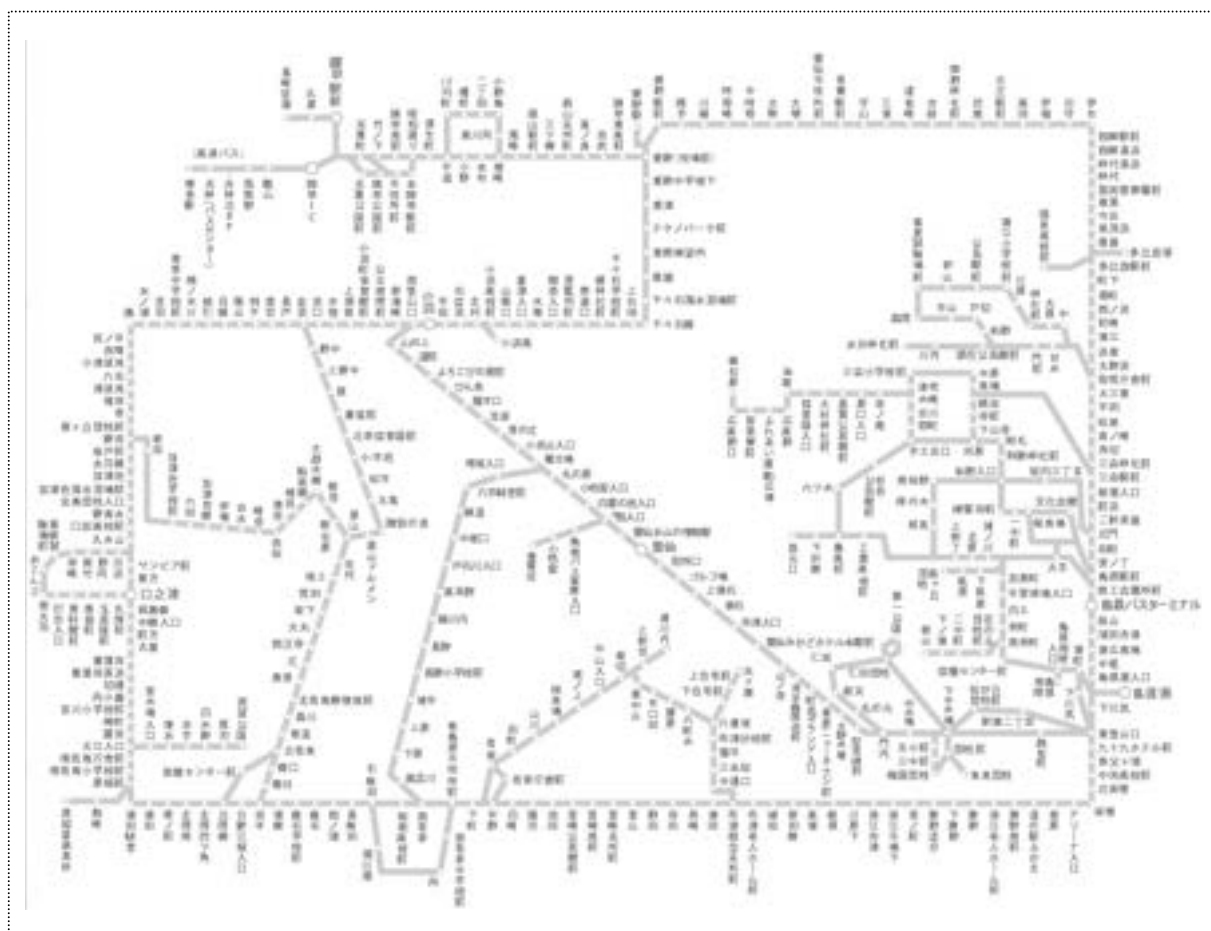
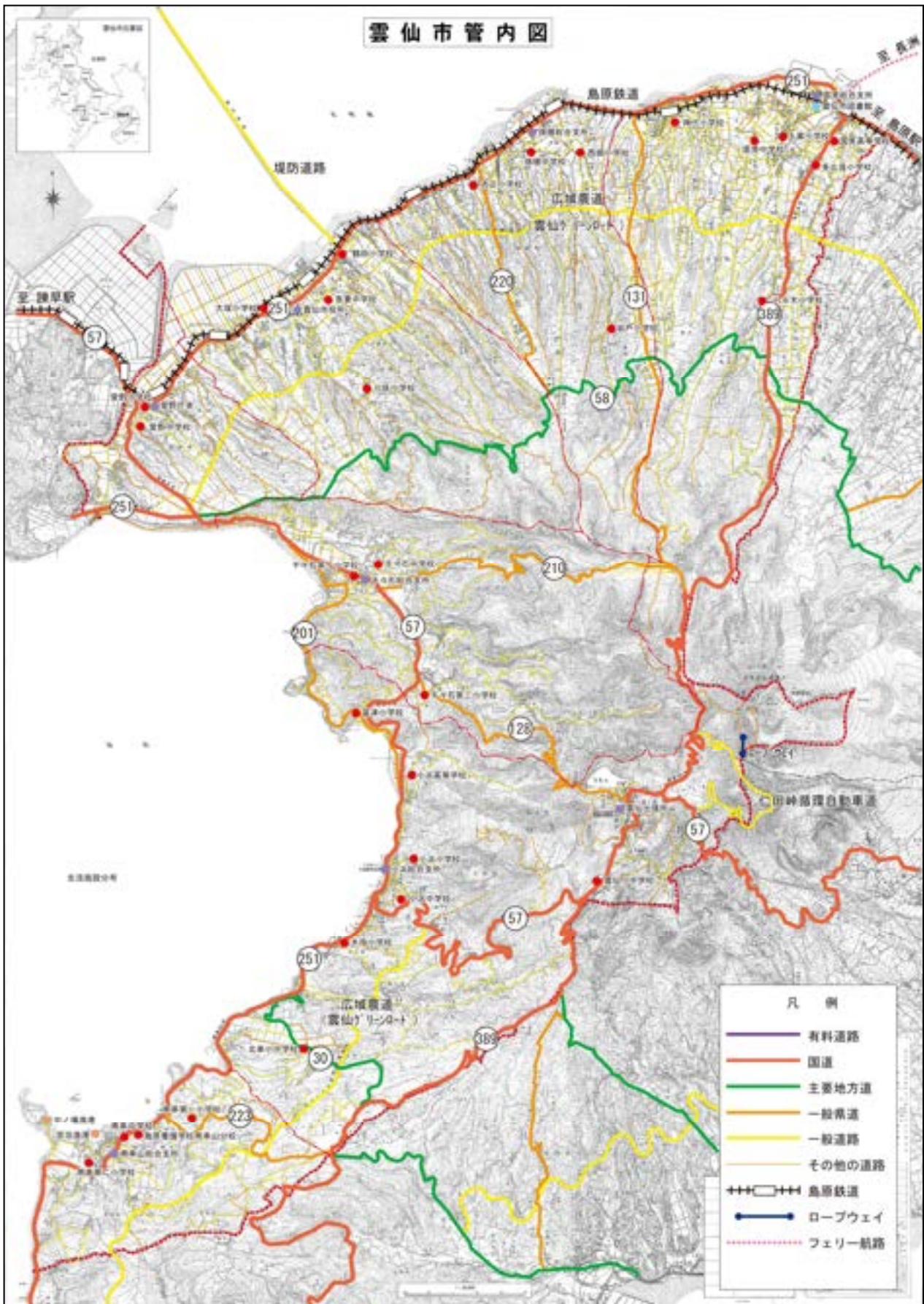


図 バス路線図（出典：島原鉄道グループホームページ）

■交通施設現況図 (S=1:100,000)



③産業

本市の就業者数は、平成 17 年国勢調査で 25,350 人、産業別の構成比で見ると、第 1 次産業 25.6%、第 2 次産業 21.5%、第 3 次産業 52.9%となっている。就業者数全体を平成 7 年国勢調査と比較すると、わずか 10 年間の間に、就業者数が減少しているなかで、第 1 次産業と第 2 次産業の就業者が大きくその数と割合を減らす一方、第 3 次産業就業者が大幅に増加しており、就業者の第 3 次産業への移行が急速に進んでいることを示している。しかしながら、第 1 次産業のうち農業従事者については、長崎県全体が 6.7%であるのに対し、本市は 24.3%と大きく上回っており、この地域が県下有数の農業地帯であることを示していると言える。

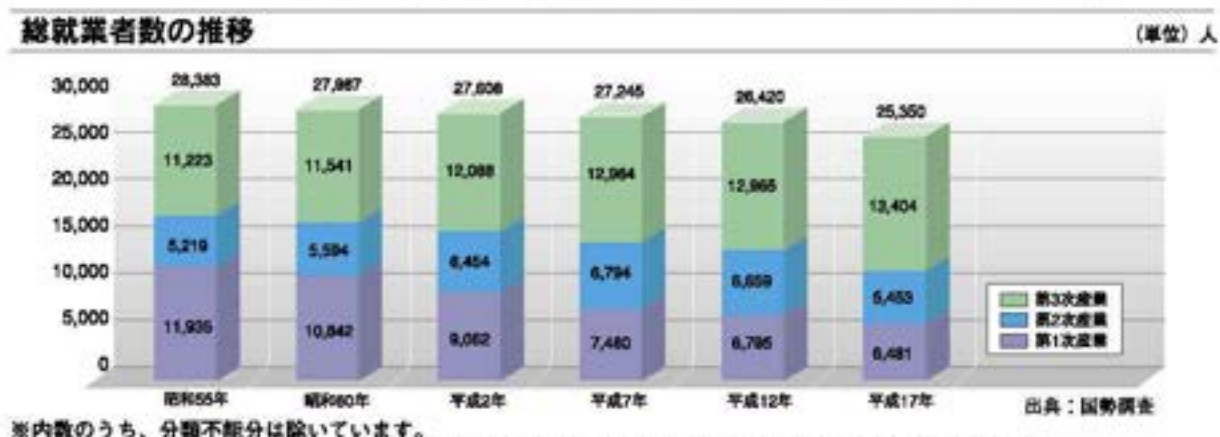


図 就業者数の推移 (出典：国勢調査)

(農業) 平成 22 年度における本市の基幹産業である農業の経営体数 (第 57 次長崎農林水産統計年報) は、2,979 経営体で長崎県全体の 11.6%を占めている。そのうち、販売のあった経営体は 2,808 経営体で、複合農家経営体 (主位部門が 80%未満の経営体) を除く内訳は、稲作が 642 経営体でもっとも多く、次いで 2 位が雑穀・いも類・豆類が 323 経営体、3 位が施設野菜 315 経営体、4 位が露地野菜で 203 経営体という状況である。一方、農家数・農業就業者人口は、ともに減少傾向にあり、特に農業就業人口はこの 20 年間で半減している。また、農業従事者の高齢化も進んでおり、後継者不足が大きな問題となっている。



雲仙市の主な特産物 (イチゴ、馬鈴薯、ブリ)

(漁業) 本市の漁業経営体数は、平成 18 年には 514 の経営体があったが、諫早湾干拓事業に伴う廃業等により、平成 22 年には 470 経営体と、その数を減らしている。

漁獲量については、漁業経営体の減少と赤潮などの影響により、年々減少傾向となっていたが、平成 22 年度は若干の回復が見られる。

(商業) 商業については、平成 19 年において、自然体で事業所数 685 事業所、従業者数 3,058 人、年間商品販売額 470.8 億円となっているが、いずれも減少傾向にあり、特に小売業の事業所数の減少が目立つ。また、長崎県平均と比較すると、1 店当たりの従業者数で県平均の 5.8 人に対して市平均は 4.5 人、年間商品販売額では同じく 1 億 4,813 万円に対して 6,873 万円と大幅に下回っており、小規模な商店が多いことがわかる。

(工業) 工業については、平成 21 年において市全体で事業所数 85 か所、従業者数 2,233 人、製造品出荷額等約 242 億円となっている。平成 11 年と平成 21 年を比較すると、10 年間で事業所数は 33.6% の減と、ともに大幅に減少しているが、製造品出荷額等においては、横ばいとなっている。

(観光) 本市の観光客数・観光消費額ともに減少が続いていたが、平成 18 年以降増加に転じている。これは、本市の約 7 割を占める小浜地域の観光客数の増加が要因となっている。特に、日帰り客数が増加しており、「ほっとふっと 105」のオープンや仁田峠循環道路の無料化が影響していると推察される。

一方、宿泊客数は、近年の厳しい経済状況や新型インフルエンザの流行、口蹄疫の影響などにより、雲仙温泉・小浜温泉が主体としていた団体旅行や個人旅行者が減少した。

また、外国人観光客も増加傾向にあったものの、新型インフルエンザや震災の影響もあり、伸び悩んでいる状況で、全体的には平成 6 年と比較すると、およそ半減している。

観光客・観光消費額の推移

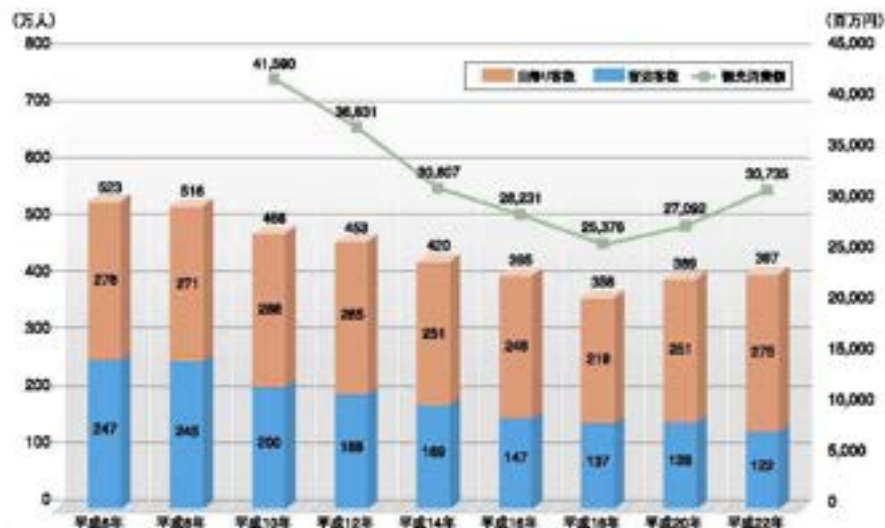
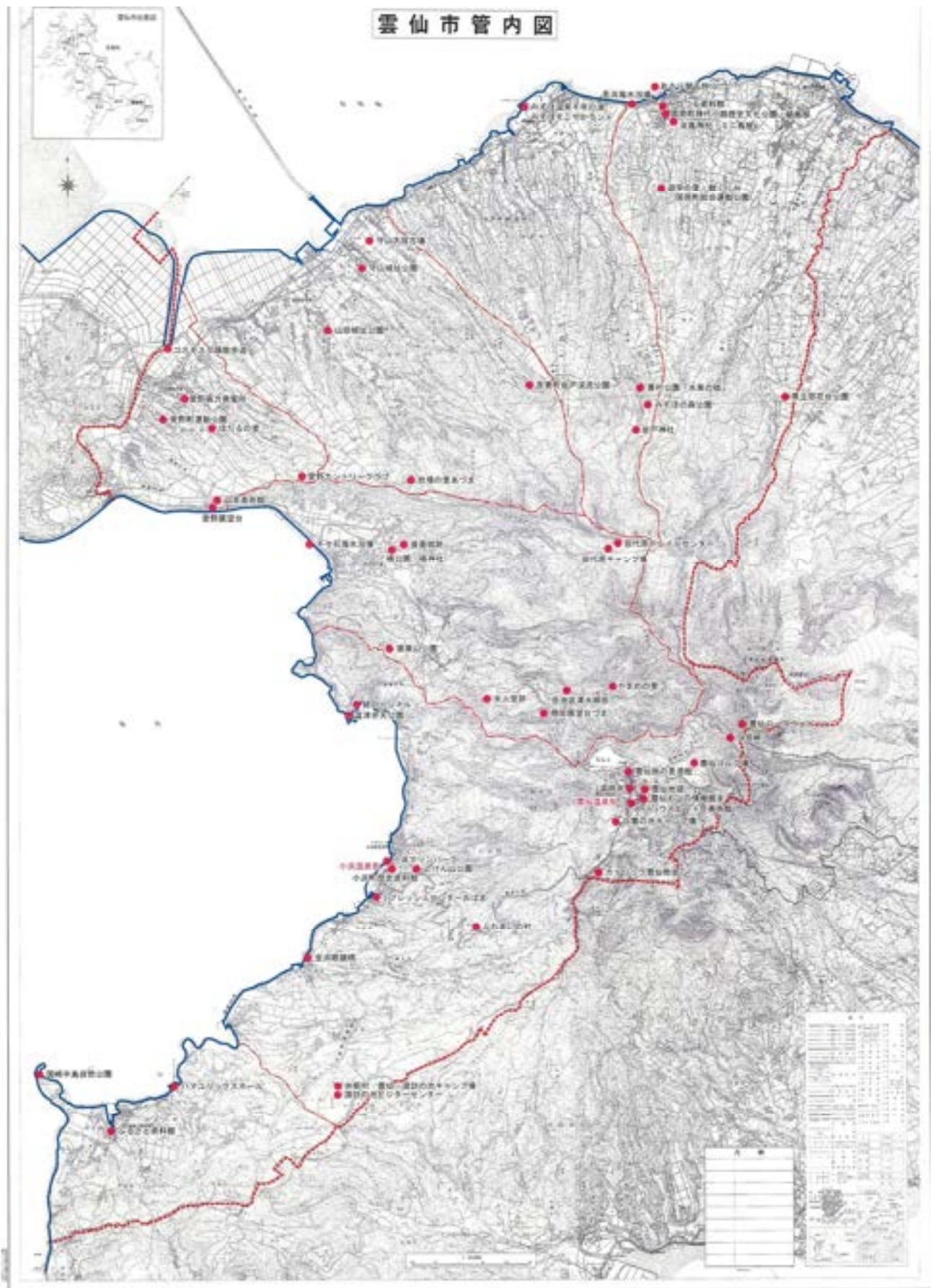


図 観光入込み客数の推移 (出典：長崎県観光統計)

■観光・レクリエーション施設位置図 (S=1:100,000)



■雲仙市の主な観光・レクリエーション施設等



神代小路



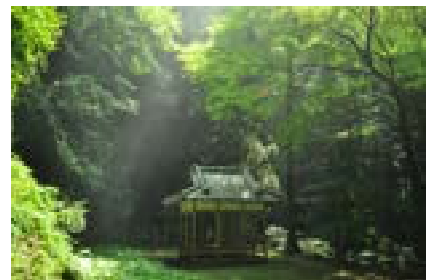
百花台公園



あさり潮干狩り



千々石海水浴場



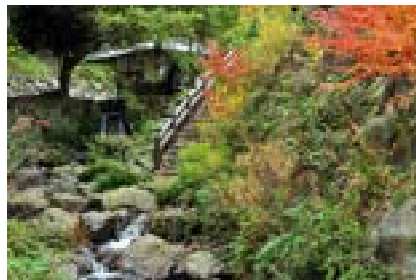
岩戸神社



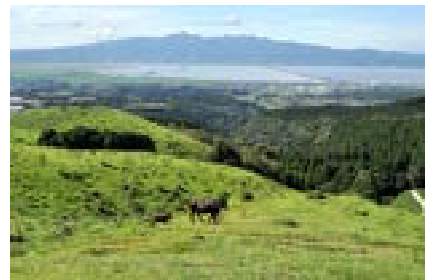
みずほの森公園



コスモスタ日散歩道



岩戸溪流公園



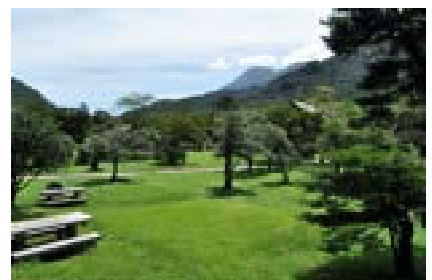
牧場の里あづま



山田城址公園



橘神社



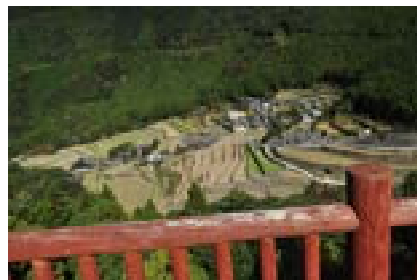
田代原野営場



小浜町歴史資料館



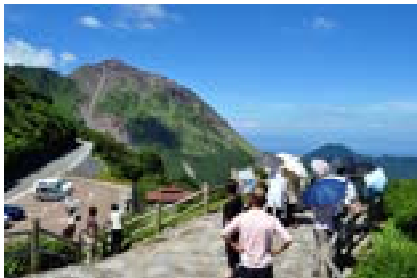
緑のトンネル



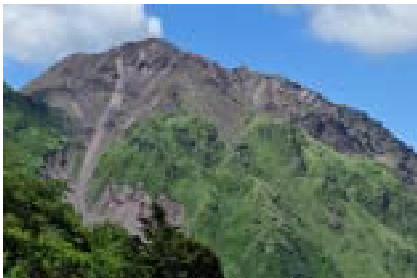
棚田



雲仙教会



仁田岬



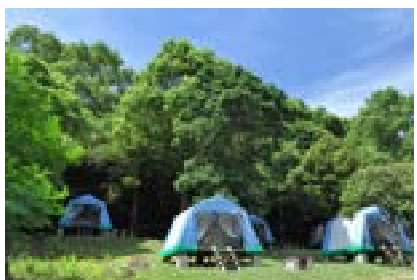
普賢岳



雲仙温泉街



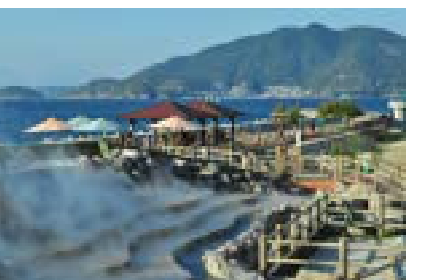
国崎半島自然公園



諏訪の池キャンプ場



金浜眼鏡橋



ほっとふっと 105

④土地利用

普賢岳を中心とした山岳地帯は国立公園区域となっており、区域内には雲仙温泉街やゴルフ場、牧場、キャンプ場などのレクリエーション施設が点在している。

千々石断層から北側の、肥沃でなだらかな丘陵地帯には畑が点在し馬鈴薯や花卉類の栽培や酪農が行われている。河川沿いは水田が拓け、海岸部は干拓され水田地帯となっている。一方、千々石断層より南は山間地の間にある狭い田畑地帯を有し、特に、美しい棚田等を含む傾斜地帯である。また、南部の肥沃な丘陵地では、じゃがいもやかぼちゃ、レタスの栽培が盛んであり広大な棚畑が広がっている。

集落は、山麓堆積物からなる丘陵地に点在している地区と、盆地状の地形に立地している地区がある。また、橘湾沿い、有明海沿いともに、漁港が点在しているが、数箇所の砂浜は海水浴場や潮干狩りなどのレクリエーションに利用されている。

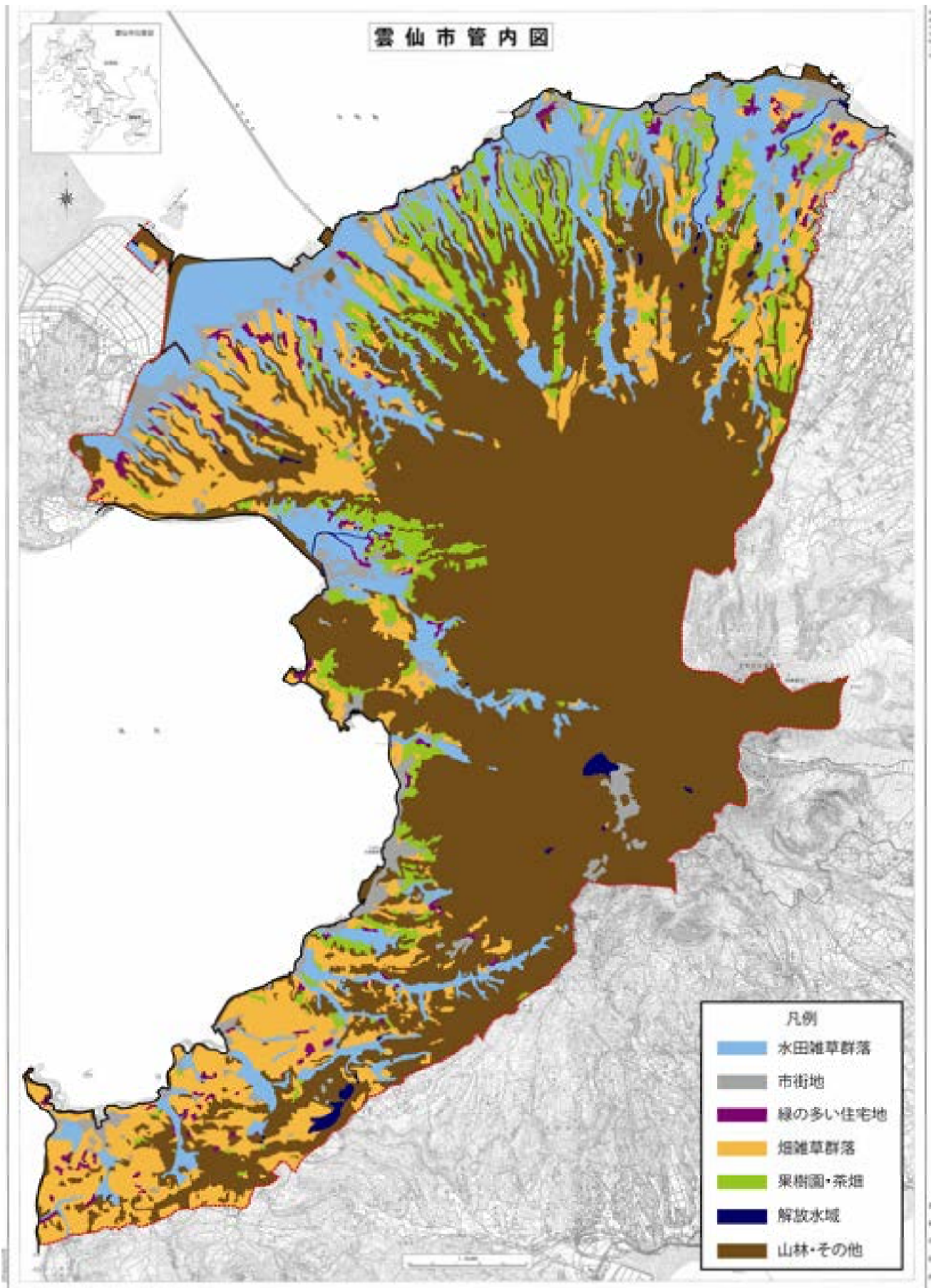
(単位：ヘクタール)

区分	面積	区分	面積
田	2,327	原野	257
畑	3,835	雑種地	1,003
宅地	1,185	湖沼	4
山林	4,067	その他	8,048
		合計	20,726

表 平成25年1月1日現在の土地利用（資料：市民生活部 税務課）

※それぞれに表示単位以下を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある

■土地利用現況図 (S=1:100,000)



⑤法規制による景観の保全

■都市計画法

都市計画区域

本市には、国見、千々石、小浜の3地区内に都市計画区域が指定されており、市全体の29%を占める。

風致地区

小浜地域に富津弁天風致地区、湯町風致地区、雲仙登山道沿線風致地区が、千々石地域に千々石海岸風致地区、城山風致地区、雲仙登山道沿線風致地区、猿葉山風致地区が指定されており、いずれも第2種である。

■自然公園法

自然公園地域

本市の位置する地域は、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や、普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然環境を有しており、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されている。

国立公園地域は、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域からなり、地区地域によって規制の内容が異なる。

■屋外広告物法

長崎県屋外広告物条例

雲仙市における屋外広告物の掲出については、長崎県屋外広告物条例に基づき、禁止地域と許可を得れば広告物が掲出できる許可地域に区分し、基準が定められている。

禁止地域としては、雲仙岳を中心とする雲仙・天草国立公園（国立公園や自然公園の区域等）などの公園区域や文化財の周辺、主要な幹線道路の周辺などが指定されている。

■景観形成に関する取り組み一覧

地域地区名等	区分	建築物等				緑地			開 発 行 為	屋外広告物					根拠法令	
		建 蔽 率	高 さ	壁 面 後 退	形 態 意 匠	色 彩	緑 地 率	樹 種		保 全	面 積	形 態	色 彩	位 置 種 別		高 さ
風致地区	第2種風致地区	●	●	●	※ 1	※ 1	●		●	●						雲仙市風致地区内における建築等の規制に関する条例
国立公園	特別保護地区 特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自然公園法（雲仙天草国立公園）
	公園事業		●		●	●		●								
伝統的建造物 群保存地区	国見町神代小路		●	※ 1	●	※ 1		●	※ 1	※ 1						国見町神代小路 美しいまちづくり基本計画
街づくり協定	雲仙古湯商店街		※ 1		●	※ 1	※ 1									雲仙市雲仙古湯商店街周辺地区 街づくり協定
屋外広告物											●		※ 1		●	長崎県屋外広告物条例

※1 具体的な数値等なく抽象的な表現

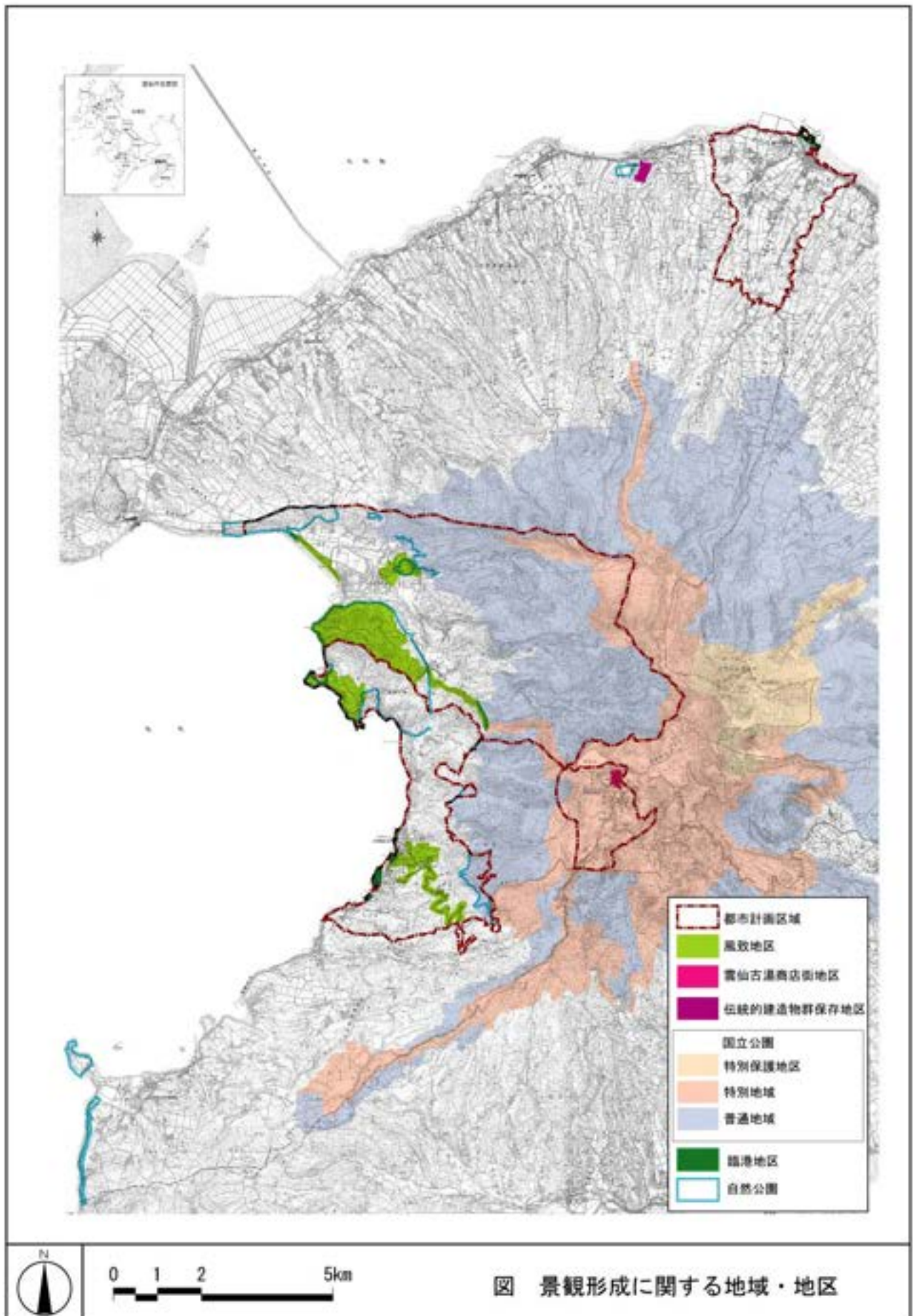


図 景観形成に関する地域・地区

2-4. 雲仙市の“まちづくりの方向性”

(1) 雲仙市総合計画について

本市では、平成17年10月11日7つの町の合併により、「雲仙市総合計画」を2007年から2016年を計画期間として策定している。後期基本計画を2012年から2016年を計画期間として、「豊かな大地、輝く海と ふれあう人々で築く たくましい郷土」という将来像のもと、6つの基本方針、27の政策が示されている。その中でも「景観まちづくり」に関連するプロジェクトは、主に以下に示す3つのものがあげられ、整合を図りつつ策定を進めることとする。

基本方針①「みんなでつくるまちづくり」

政策1「参加と協働のまちづくり」

→景観計画策定にあたっては市民参画の促進を行いつつ策定を図る。

基本方針⑤「新しい観光・交流による活力づくり」

政策1「地域資源を活かした観光の振興」

→風景を地域資源の一部として、体験型観光や交流機会の創出に活かす。

基本方針⑥「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」

政策6「歴史・文化を活かしたまちづくり」

→歴史、文化は景観まちづくりにおいて重要な要素であり、保存継承の取り組みと連携する。



(2) その他の主要プロジェクトについて

各地域（旧 7 町）における現在の主なプロジェクトは以下のとおりである。

■総合計画における地域別振興施策より

国見町	<ul style="list-style-type: none"> ○重要伝統的建造物群保存地区の神代小路地区での街なみ環境整備事業、伝統的建造物群保存事業。 ○県立百花台公園整備事業。 ○生産体制の充実を図るための、県営畑地帯総合整備事業（八斗木地区）。 ○国道 389 号のバイパス化を目的に、国道 251 号線多比良港入口交差点から国見高校までの整備として、一般国道 389 号道路改良工事（多比良バイパス）が進められている。
瑞穂町	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境と調和したまちづくりを目指して、環境に対する住民意識の高揚を図り、生活雑排水などの水質浄化対策としての特定環境保全公共下水道事業等。 ○市道瑞穂宮ノ地線改良事業等の道路整備。
吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境整備としての全域における下水道等の整備 ○生産体制の充実を図るための畑地帯の大規模な基盤整備事業 ○市道吾妻平木場線道路公園の整備、町下地区の公有水面埋立事業、吾妻愛野バイパス事業。
愛野町	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の整備と共に定住人口の増加等の期待に対応する、基幹道路としての国道 251 号と雲仙グリーンロードを結ぶ縦断線道路の整備、愛野森山バイパスや吾妻愛野バイパスの早期完成推進。 ○平成 26 年開催の長崎がんぱらんぱ国体に向けた愛野運動公園多目的芝生広場の整備計画。
千々石町	<ul style="list-style-type: none"> ○豊富な湧水など地域資源の再発掘を行い、田舎ならではの賑わいと潤いある田園空間の形成を進め、定住人口の増加、商店街の活性化、魅力ある地域コミュニティの醸成を推進。 ○飲料水の確保と供給について、地域住民が常に安心して使用することができる簡易水道整備。 ○市道千々石後平線や市道山頭八ヶ島線、県道雲仙千々石線の改良事業。
小浜町	<ul style="list-style-type: none"> ○雲仙古湯地区街なみ環境整備事業の実施（雲仙地区） ○将来ビジョンを創ることを目的とした「雲仙プラン 100 プロジェクト」を進行中で、各種団体がイベントや研修会等を開催し、地域おこしとまちづくりに参画、人材育成を図り、雲仙本線の歴史とロマン、自然の魅力を発揮できるまちづくりを推進。 ○足湯（ほっとふっと 105）などを活用した小浜温泉街の活性化推進や地域市民の生命と生活を土砂災害から守るための砂防事業。（小浜地区） ○漁港海岸区域において、台風や高潮の被害から背後地住民の生命財産を守るための木指漁港海岸高潮対策事業。（小浜地区） ○BDF（バイオディーゼル燃料）や未利用温泉廃熱を活用した小規模発電など、自然エネルギー活用の検討。 ○長崎大学と長崎県との連携事業（E キャンレッジプログラム）として、雲仙 E キャンレッジ交流センターを活用した環境教育等。
南串山町	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の確保と供給について、地域住民が常に安心して使用することができる簡易水道整備。 ○市道南串山後山尾登線や市道南串山射場日原線などの改良事業。

※これらのプロジェクトは、各地域の地域振興に結びつく重要な施策であるため、景観まちづくりに関連する取り組み検討において、十分な情報交換を行い整合性を図りながら検討していくことが望ましい。そのためにも今後は庁内関係機関との「ワーキング会議」の開催を検討する。

(3) その他の景観に関する取り組み

①神代小路地区

佐賀鍋島藩神代領の陣屋跡である「鍋島邸」が国の重要文化財の指定を受けている。元禄期に建立されたといわれている鍋島邸の長屋門や近世に建てられた「伝統的武家屋敷」、明治期に建てられた「近代和風建築」など当時の面影を色濃く残している。

平成 17 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、街なみ環境整備事業による修景整備に取り組んでいる。街路事業において、沿道の舗装改修に伴い縁石を自然石化し、電柱を移設、景観配慮の街灯設置等を実現した。城址膝下の護岸工事においては自然石を用いて修景化している。

建物の老朽化と居住者の高齢化による伝統的まちなみの喪失に危機感を覚えた地元有志が平成 11 年に「神代小路まちなみ保存会」を設立し、疎水清掃、生垣剪定、緋寒桜の苗木移植等の活動を定期的に実施している。



地区全景。周囲を神代城址と堀を兼ねた河川で囲まれ、武家地の名残を有する落ち着いたまちなみ景観が広がる。

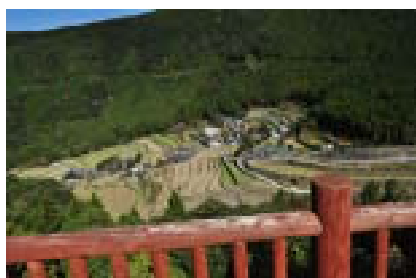


屋根を取り巻く緑豊かな生垣と樹木が、石垣、水路の工作物とあいまって美しい景観を醸し出している。道路縁石に自然石を使用。また景観に調和した街灯を設置している。

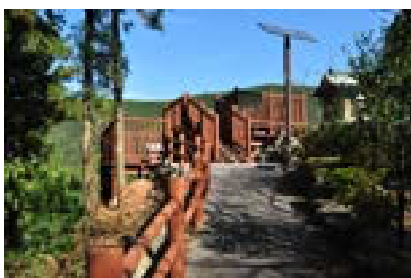
②千々石の岳の棚田地区

千々石川の上流域の約 700 枚の棚田が広がるエリアにおいては、重要文化的景観の選定へ向けて、保存管理計画の策定が進められている。

平成 19 年には宮中献穀の地に選ばれ、平成 20 年には全国棚田サミット開催の舞台となった。また、棚田が見下ろせる場所には展望台が整備されている。



棚田



展望台



音声ガイド付きの案内版

③雲仙温泉街地区

明治から昭和の始めにかけて、雲仙リゾートは長崎市や東南アジアに駐在するヨーロッパ人の避暑地として栄え、ヨーロッパ人向けに多くの洋館があった。

現在は雲仙観光ホテルを除くとオリジナルの洋館は残っていないが、「雲仙プラン 100」の行動内容では、魅力的な温泉街のまちなみ、空間づくりを行うことが示されている。

雲仙の中心街は大きく「新湯」と「古湯」の異なるイメージを持つゾーンから構成されるが、「古湯」の街並みにより統一感を持たせるため、1995年に「雲仙商店街活性化構想」が策定され、商店街のまちづくりのあり方と、サイン・照明についてのガイドラインが検討された。

この中で、「古湯」ならびに雲仙商店街のイメージは、明治・大正から昭和初期にかけて、日本の大工棟梁たちによって創られた洋風建築（擬洋風）で統一感を持たせていくことが述べられている。



派出所

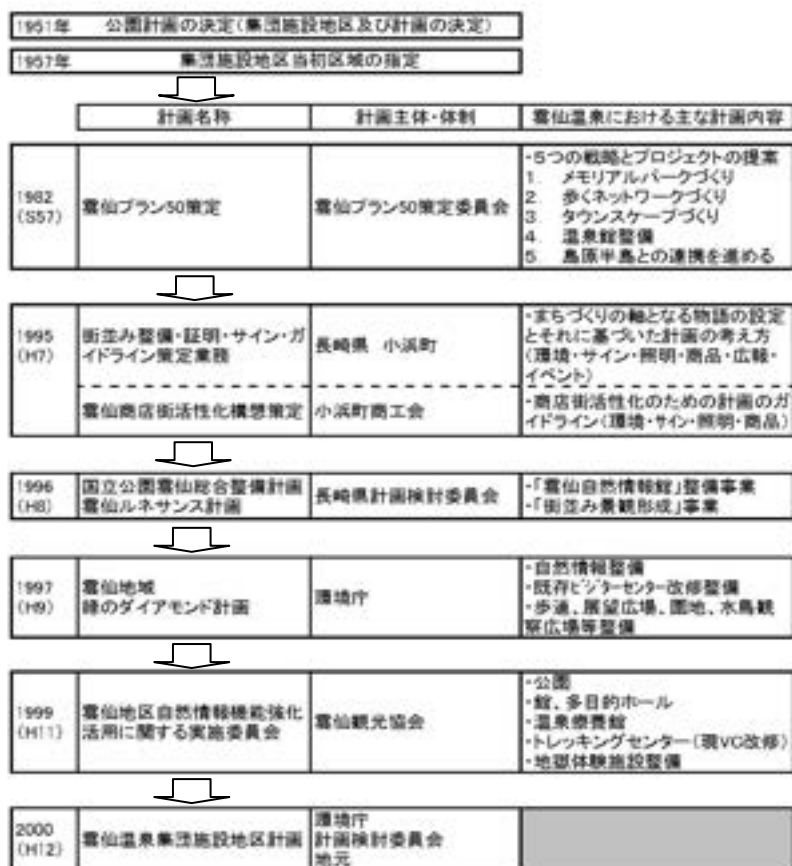


雲仙温泉観光協会



雲仙公園ビジターセンター

■雲仙温泉集団施設地区整備をめぐる計画・検討の経緯



④長崎県の美しいまちづくり推進事業

長崎県では、市街地や集落の個性的で魅力ある景観を保全・創造する活動を「美しいまちづくり」と定義し、平成15年度から積極的に美しいまちづくりを推進している。この取組みによって生活空間及び観光資源としての「まち」の魅力を高め、地域への定住促進や交流人口の拡大に寄与することを目指している。

その中で、美しいまちづくりの必要性和実効性の高い地区を対象として、市町が住民の協力を得て実施するまちなみ整備を重点的に支援する「美しいまちづくり重点支援地区」のひとつに、「雲仙市国見町神代小路」が認定されている。

また、個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物を登録し、その所有者が実施する保全・修景を市町と共同で支援する「まちづくり景観資産」に以下が登録されている。

まちづくり景観資産



神代小路



岳棚田と集落



下峰棚田と集落



鍋島邸庭園



千々石の石橋群



脇浜温泉浴場



千々石第一トンネル



千々石第二トンネル



河礪橋



千々石河川河川公園



小浜町歴史資料館



雲仙観光ホテル



惜梅亭

2-5. 雲仙市民の景観に対する意識

(1) 市民アンケート調査結果のまとめ

<景観の現状に対する評価は？>

→自慢できる景観はあるが、何らかの手立ては必要だ！

- ・ 8割を超える市民が「自慢できる景観がある」、「景観まちづくりの重要性がある」と認識している。

<雲仙らしい景観は？ 重点的に景観まちづくりを図るべき場所は？>

→市民共通の景観と地域固有の景観とで明確に分かれる！

- ・ 市民全体の意見では、「雲仙岳」、「千々石海岸」が特に多く、地域別に見ても常に上位にあり、市民共通の認識であることがよくわかる。
- ・ 次いで「神代小路地区」の歴史景観、また、「千々石の棚田」、「南串山の段々畑」といった農業に関する景観も多く選ばれた。
- ・ 地域別に見ると、「国見町：多比良港」、「吾妻町：牧場の里あづま」、「千々石町：断層」、「小浜町：富津漁港」、「南串山：国崎半島」など地域固有の景観が全体の集計結果とは異なり、上位に選ばれている。その他にも北麓の3町（国見、瑞穂、吾妻）で「堤防道路」が多く、西麓の2町（小浜、千々石）では「緑のトンネル」が上位に挙げられている。

<雲仙市の景観を損ねていると感じるもの>

→景観の阻害よりは、美しい景観が維持されるかの懸念意識が強い！

- ・ 損ねていると感じるものとして、自然環境の変化や維持管理の行き届いていない環境に関するものが多く、広告物に対しても同様だった。
- ・ 一方で建物や構造物の色や形、デザインについては損ねているという認識は少数だった。
- ・ これらの結果は、環境の変化による景観の質の低下について大きな懸念を生んでいることの表れといえる。
- ・ ①の結果と合わせてみると、「現状として素晴らしい景観は身近にあるけれど、今後それらが継承されていくのか、管理されていくのか」に関して不安が大きいと捉えることができる。

<今後の景観まちづくりの進め方は？>

→「景観の保全」に対して意識が高い！

- ・ 同様に「市民、事業者の参加」についても多くの票が集められ、「協働」の意識が高いことが分かった。

<その他の意見>

◆ルールが必要なもの

緑地、自然環境、田園景観の「保全」に対する意見が多くみられた。

◆市に期待すること

景観まちづくりに関する「情報提供」を望む声が多かった。「協議の場を持つ」など、景観まちづくりの実践につながるような意見は少なかったものの、景観に興味があり、情報を欲していることがわかった。

◆屋外広告物の現状について

現状については、景観を乱しているという意見が若干多い程度だった。しかし、何らかの規制は必要という意見が7割を占めていることから、今後の屋外広告物のあり方に不安を感じている面があることがわかった。

◆中学生、高校生の意見

中学生、高校生に対するアンケートにおいても、一般アンケートとほぼ同様の結果だった。

自由意見欄などに見られる意見では、「アンケート自体が大変面白かった」や「もっと若い人に意見を聞くべきだ」、「雲仙の風景に対する思い入れが強い」など、意識を強く持ったご意見が多くみられたことが印象的だった。

(2) 庁内・関係者ヒアリングのまとめ

①雲仙市商工会

- ・農商工連携を推進しており、農産物を活かした雲仙ブランドを展開したいと考えている。具体的には馬鈴薯を使ったお菓子など。しかし馬鈴薯栽培は年々減少している。風景も変わってきている。
- ・南串、北串地域の段々畑は美しい馬鈴薯畑の景観を作り出している。地域の方々からは誇りとされているだろう。
- ・小浜町のとけん山公園など桜の名所として親しまれている隠れた名所が多くある。取り上げて欲しい。

②小浜温泉観光協会

- ・海と夕日への美しい眺望が楽しめる温泉地として売り出したい。ほとんどの旅館から海が一望できる。特に建物の規制、誘導は行っていない。
- ・花を植えてまちなみを美しくしようという活動を継続的に行っている。
- ・国道沿いにある「ジャガランタの樹（ブラジル産の高木、6月に紫色の花を咲かせる）」にまちの人々が親しみを持っている。祭りも開催している。苗を育てている。

③雲仙温泉観光協会

- ・古くは江戸時代ごろから温泉地として発達してきた。外国人の避暑地としてにぎわい、国立公園に指定された。
- ・そのような歴史もあり、現在も地域住民が一丸となって景観保全に取り組んでいる。住民の99%が観光業従事者であることが大きな要因である。
- ・昭和59年に作成された「雲仙プラン50」の理念に従って、赤い洋風のまちなみを形成している。その後も県や国のバックアップもあり、いろいろと計画を立ててきた。
- ・現在も「雲仙を美しくする会」などが中心となってまちの美化などが行われている。
- ・昨今の経済状況もありここ数年新しい建物が建つことは少ない。逆に廃墟となったホテルの建物が景観を阻害している。地域住民を含めて悩みの種だ。
- ・広告看板も基本的に禁止地域であるため、ほとんど問題ではないが、建設省が建てた電光掲示板を地元意見で撤去したこともある。

④雲仙市農林水産課 農業班

- ・急峻な地形を利用した露地栽培が多い西麓（千々石、小浜、南串山）と緩やかな傾斜に施設栽培が多い北麓（吾妻、瑞穂、国見）と大きく分けられる。
- ・農家の特性も違い、北麓地域では集落で一体となって取り組み、補助を受ける農家が多いのに比べ、西麓では共同で行う意識がなく、補助を受ける例が少ない。
- ・雲仙の農作物は馬鈴薯とイチゴである。これを中心にPRしていきたいが、馬鈴薯栽培は年々減少傾向にある。これは愛野も南串山も同じである。
- ・環境配慮をしている農家が多いのも特色。特別栽培（有機栽培）農家の数は全国的に見てもかなり多い。

⑤雲仙市監理課 都市計画班

- ・屋外広告物の指導について、現在は県の条例の基準をもとに規制、誘導を行っている。
- ・届け出は年間 20 件程度。明らかに基準から外れているものに対しては、指導を行い改善してもらっている。
- ・届出に上がらないこともしばしばある。さらに、届出後に指導した場合でも指導を無視して立てていることもあるようだ。実情として施工後の確認までできていない状況である。
- ・グリーンロード沿道は今後重視していきたい箇所である。県との協議を行う必要がある。
- ・あまり具体的な基準ではなく、指導する際も担当者の裁量に任せるしかない。

第3章 雲仙市の景観の特徴と景観まちづくりの課題

3-1. 雲仙市の景観の特徴

(1) 島原半島における雲仙市の特徴

島原半島における雲仙市の景観の特徴を、地域資源や環境特性から整理する。

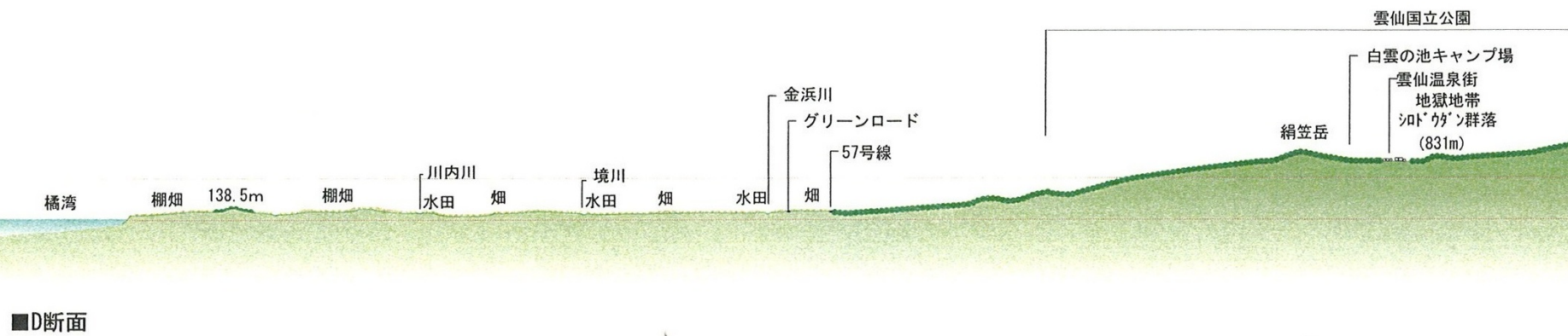
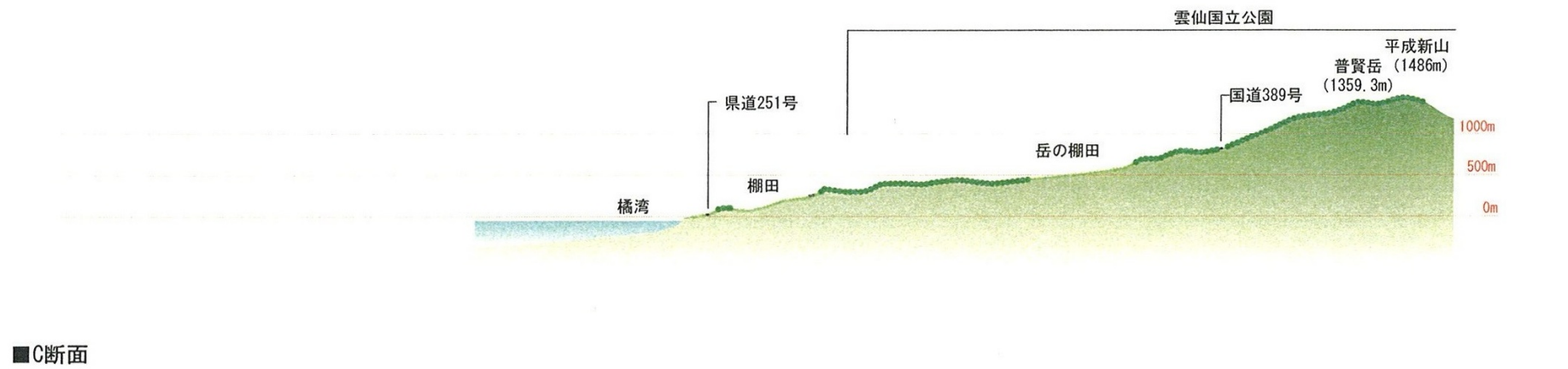
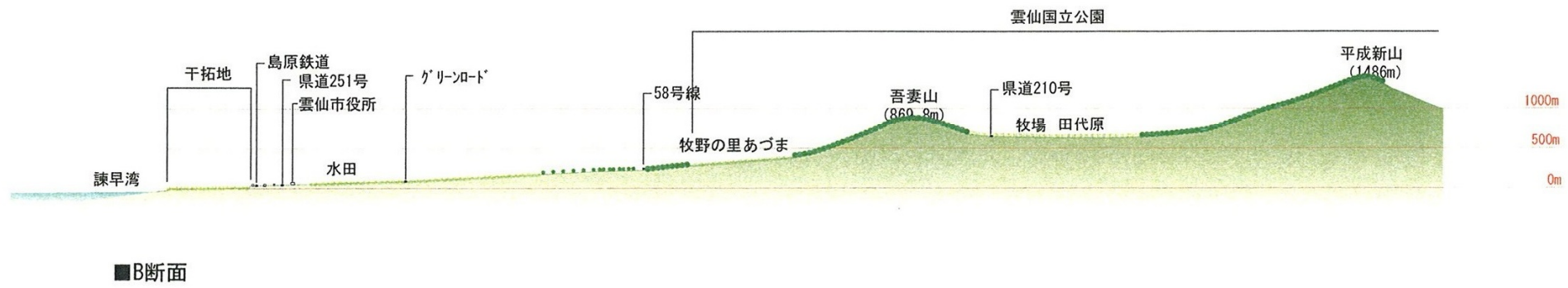
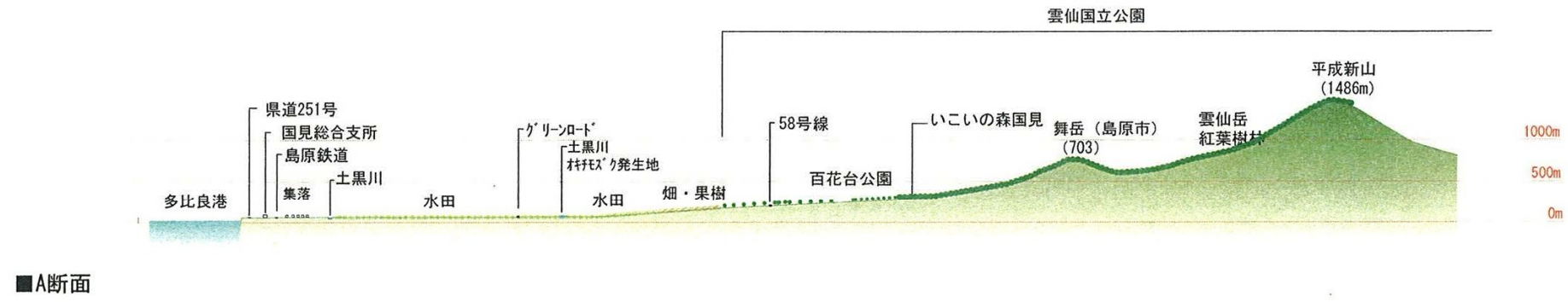
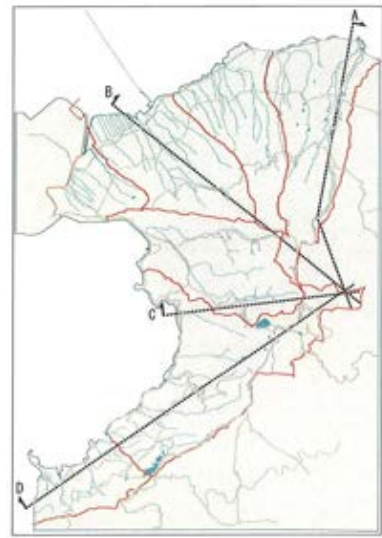
①島原半島の特徴

- ・日本で最初の国立公園である雲仙や橘湾、有明海などの豊かな自然や、雲仙普賢岳、全国的に有名な雲仙、小浜、島原の3つの温泉地などの火山と共生した風景を有している。
- ・島原城や武家屋敷などの風情や、原城、日野江城、切支丹墓碑などに代表される吉利支丹史跡など、歴史的、文化的な遺産が数多く存在する。
- ・大規模畑作や畜産が行われ、干拓地を持つなど農業地帯であり、多種多様な漁業も盛んで、そこに暮らす人々や生産活動が作り出す風景があり、豊富な食の魅力を活かし体験型観光に取り組んでいる。
- ・雲仙岳を中心にして島原半島外周部に均等に人口が分布し、道路等のインフラも均等に整備されている。

②雲仙市の特徴

- ・島原半島のほぼ西側全域を占めており、有明海と橘湾の両方に面している。
- ・雲仙山系と緩やかな丘陵地、海岸部の平野、千々石断層と金浜断層に挟まれた雲仙地溝帯といった変化に富んだ景観がある。
- ・世界的に有名な雲仙温泉と、海辺の小浜温泉と2つの異なる温泉街を持つ。
- ・島原半島への陸の玄関口となっている。

(2) 雲仙岳を中心とした景観の特徴（断面図で見る雲仙市の景観）



(3) 雲仙市の景観資源の分布

<景観資源の分類>

雲仙市の景観資源は、A. 山岳や森林、水辺や里山等の“**自然的景観**”、B. 田園や伝統的なまちなみ、寺社やその他の地域に点在する歴史的遺産等の“**文化的景観**”、C. 住宅地、商業地や幹線道路をはじめとした都市施設、市街地等の“**まち景観**”の3つに分類できる。

<それぞれの景観資源の特徴>

A. 自然的景観

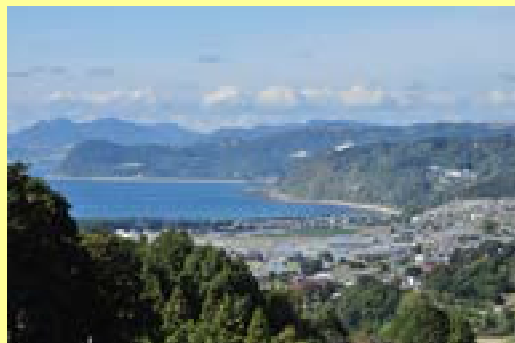
雲仙市は、町村合併によって、雲仙岳を中心に島原半島の北岸から西岸に至るまでのひとつぎの市域となった。橘湾や有明海を望む美しい海岸線や、普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然景観を有し、さらに、斜面地、平野、海辺などの様々な地形が作り出す自然景観が大きな特徴となっている。千々石断層から吾妻岳・普賢岳を境に、雲仙岳北麓は肥沃でなだらかな丘陵地帯で、周辺には広々とした田園地帯が広がっている。一方、西麓は山間地の間にある狭い傾斜地を有し、美しい棚田、段畑等を含む田園地帯が多くみられる。

これら景観構成要素の分布を踏まえた上での自然的景観の主な現況特性は下記の通りである。

- ①雲仙岳を中心に展開する 1,000m 級のダイナミックな山なみ景観
- ②地質学上極めて貴重な地形の特徴が見られる千々石断層
- ③橘湾や有明海を望む美しい海浜景観
- ④山地に囲まれた湖や紅葉の美しい渓谷などの緑豊かな景観
- ⑤山岳信仰の象徴として親しまれてきた山岳景観
- ⑥峠から見下ろす白砂青松の海浜景観
- ⑦有明海に注ぐ雲仙岳北麓の河川景観



国見から望む雲仙



千々石断層



図 自然の景観資源の特徴

B. 文化的景観

行基によって開山されたといわれる雲仙は、713年（和銅6年）の「肥前国風土記」に高来の郡に温泉があると記され、古くから霊場、湯治場として知られている。鎌倉～戦国時代にかけて50前後の山城が築かれ、その跡が各地域に点在している。藩政時代には島原藩、佐賀鍋島藩に属し、鍋島陣屋跡を含む国見町神代小路のまちなみは、武家屋敷の面影を色濃く残している。

肥沃な土壌と恵まれた気候により、古くから多様な産地が形成され、農産、畜産、漁業等が続けられてきた。長い間変わらぬ営農が続く棚田や段畑、海際の小規模な漁港等はその代表的なものである。江戸時代以降の干拓事業による石積堤防や鉄道跡の石橋、トンネルなどは近代化の歴史を今に伝える遺産である。これら景観構成要素の分布を踏まえた上での文化的景観の主な現況特性は下記の通りである。

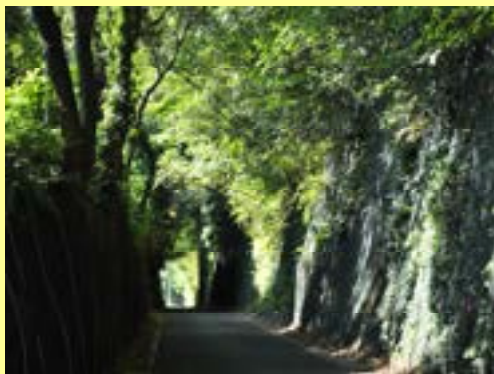
- ①農地、集落が広がる雲仙岳北麓の田園景観
- ②橋湾へ至る山すそに点在する雲仙岳西麓の田園景観
- ③鍋島陣屋跡を中心とした武家屋敷の佇まいを残すまちなみ景観
- ④先人による技術、知恵を今に伝える近代化遺産が作り出す景観
- ⑤時代を経て創造・継承されてきた棚田・段畑、漁港等の生業の景観
- ⑥市域の5割以上を占めている自然と田園の景観



神代小路まちなみ



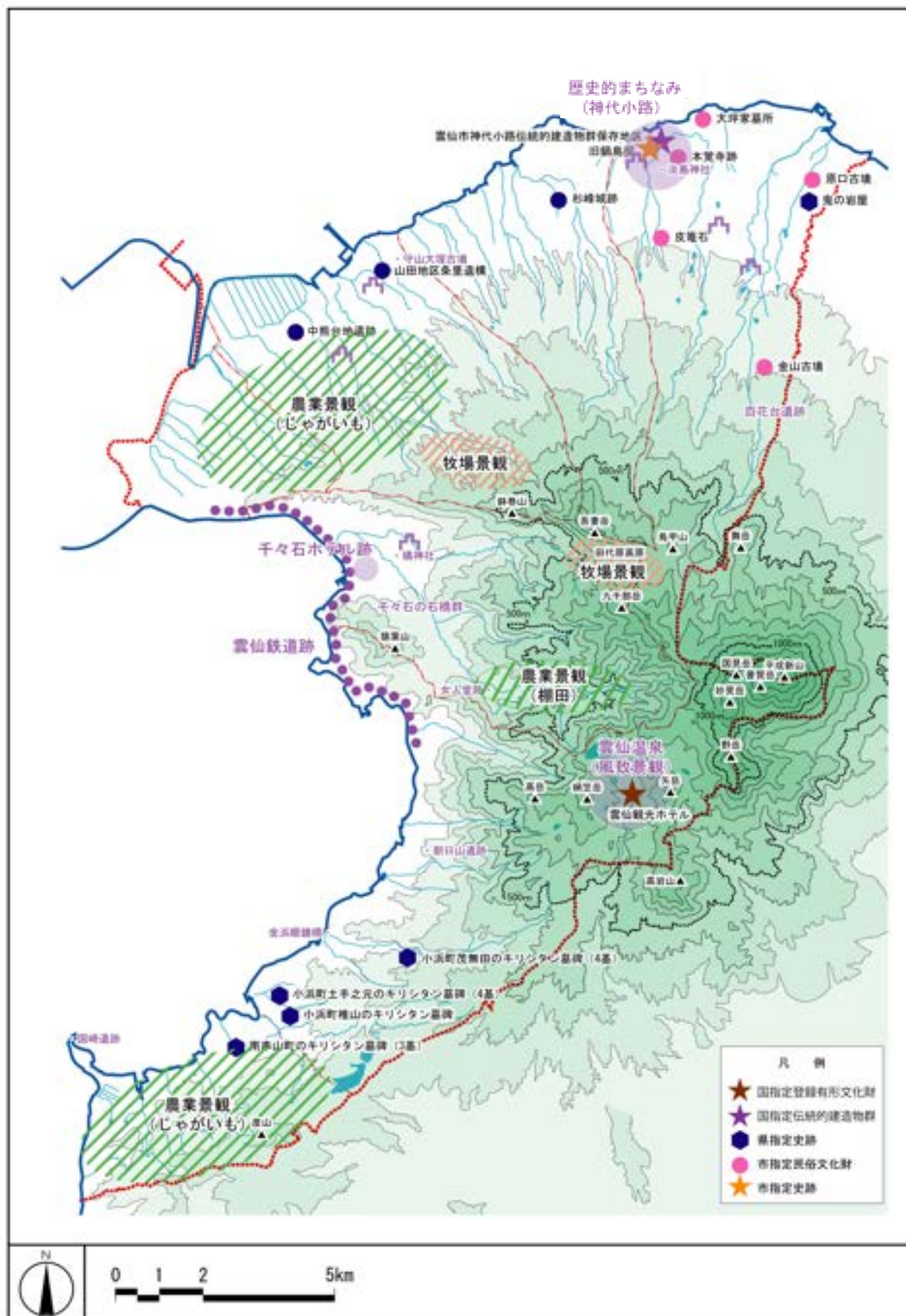
雲仙岳西麓に点在する棚田



緑のトンネル



南串山地域の段々畑



C. まち景観

雲仙普賢岳を取り巻くように長い市域にあって、島原半島を一周する国道 251 号、内側を走り愛野町から島原市までを結ぶ広域農道、愛野から千々石～小浜～雲仙を経て島原に至る国道 57 号及び国見町から雲仙を経て口之津に至る国道 389 号を中心とした道路網が整備されている。

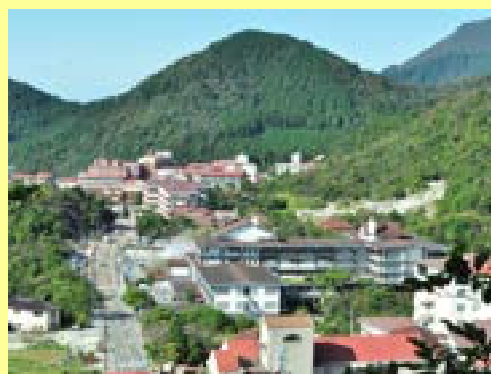
商業地域や住居地域は橘湾及び有明海の臨海地域に多く分布しているが、近年では愛野町を中心として、住宅地開発が増える傾向にある。

これら景観構成要素の分布を踏まえた上でのまち景観の主な現況特性は下記の通りである。

- ①山麓や沿岸部を走る主要幹線道路国道沿いや広域農道の沿道景観
- ②雲仙温泉と周辺地域を結ぶ山あいの道路の沿道景観
- ③自然を背景とした住宅地景観
- ④旧 7 町毎に特色のある景観



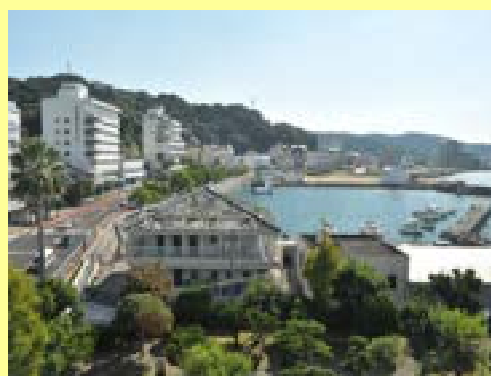
吾妻駅周辺



雲仙温泉街



愛野町の旧家の残るまちなみ



小浜温泉街

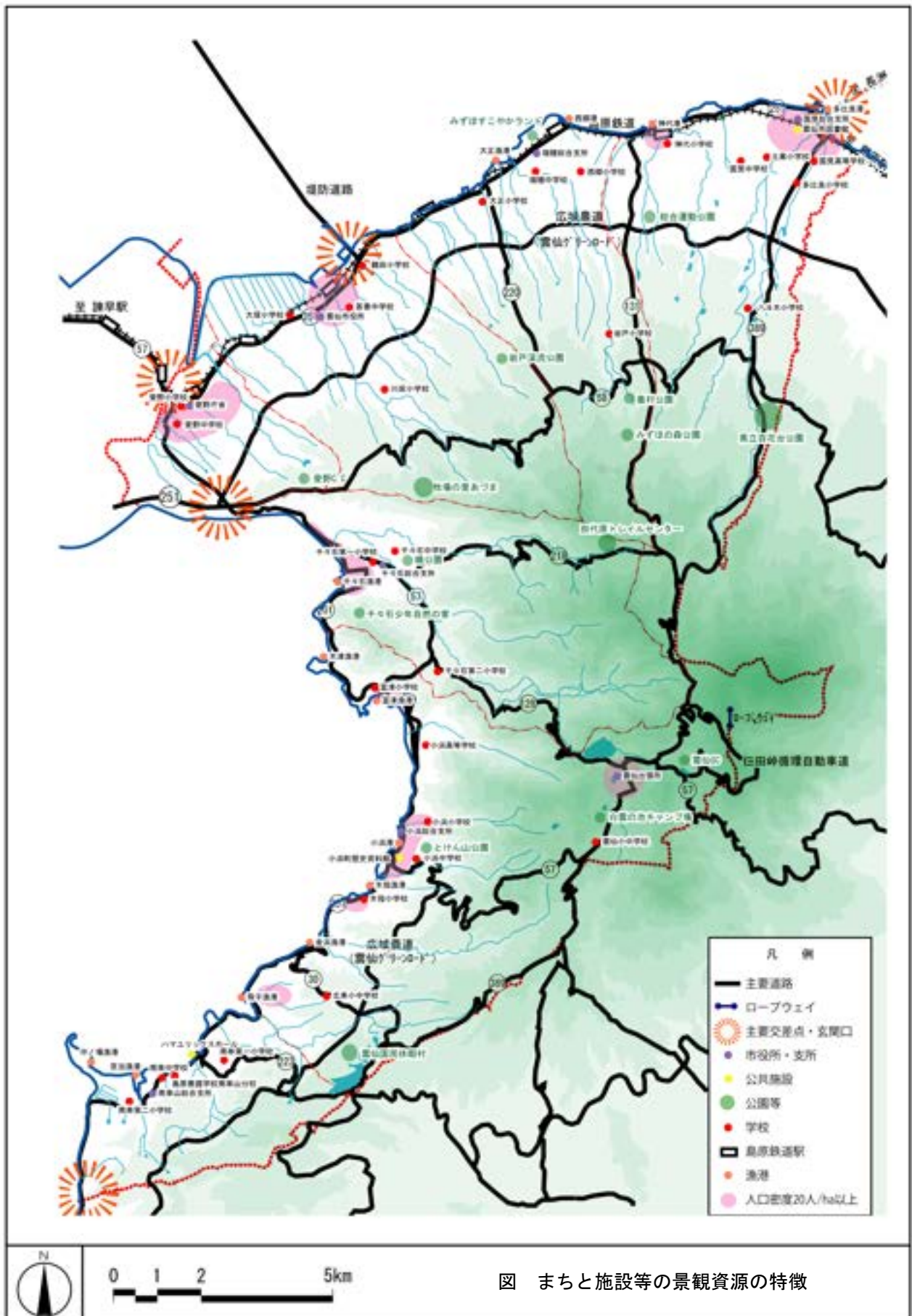


図 まちと施設等の景観資源の特徴

3-2. 景観まちづくりの課題

(1) 島原半島における大景観としての課題

- ・ 島原半島の玄関口に位置しており、ジオパークを意識した景観まちづくりを行う。
- ・ ジオパークとしての見どころとなる、普賢岳の植物や千々石断層や国崎溶岩などの代表的な景観資源を大切にする。
- ・ 干拓地や緩斜面での牧草地、橘湾の風景は、島原半島の中でも雲仙市ならではの風景として活用する。
- ・ 平野部の水田風景から、丘陵部の棚田や棚畑、緩斜面の牧草地など変化に富んだ田園風景と、長い海岸線沿いの漁村風景など生業に基づいた景観を保存する。
- ・ 海から雲仙岳にかけての集落、農地、山林の風景が、雲仙市の景観の基盤となっており、山を背景とした景観まちづくり、海を背景にした景観まちづくりを行う。
- ・ 歴史的景観や自然的景観など各地域の個性を尊重した良好な景観を形成するとともに、市域全体で一体性のある雲仙ならではの景観まちづくりを育んでいく。

(2) 景観資源の分類からみる課題

①大きな景観のまとまりとしての課題

山岳景観

普賢岳への眺望、雲仙市の象徴としての山の姿を保全し、景観形成に努める必要がある。

山なみ景観

地域の背景となる山並み・里山の環境保全及び、レクリエーションの森林としての活用に努める必要がある。

海・半島の景観

海・半島への眺望軸を確保した眺望景観の形成に努める必要がある。

河川景観

回遊性と親水性に富み、生き物に優しい水辺空間の景観形成に努める必要がある。

②地区ごとの景観における課題

歴史景観

歴史的建造物やまちなみ、伝統芸能行事を歴史・文化的資源として地域の景観形成に努める必要がある。

遺跡景観

大地に蘇るその時代を体感できる空間として、緑豊かな遺跡景観の形成に努める必要がある。

温泉地景観

風情ある温泉地らしさを醸し出す景観形成に努める必要がある。

田園景観

市民生活に身近で「ふるさと」の雰囲気を感じられる田園風景の保全・形成に努める必要がある。

道路・沿道景観

周辺景観との調和を図り緑豊かな道路・沿道の形成に努める必要がある。

鉄道沿線・港景観

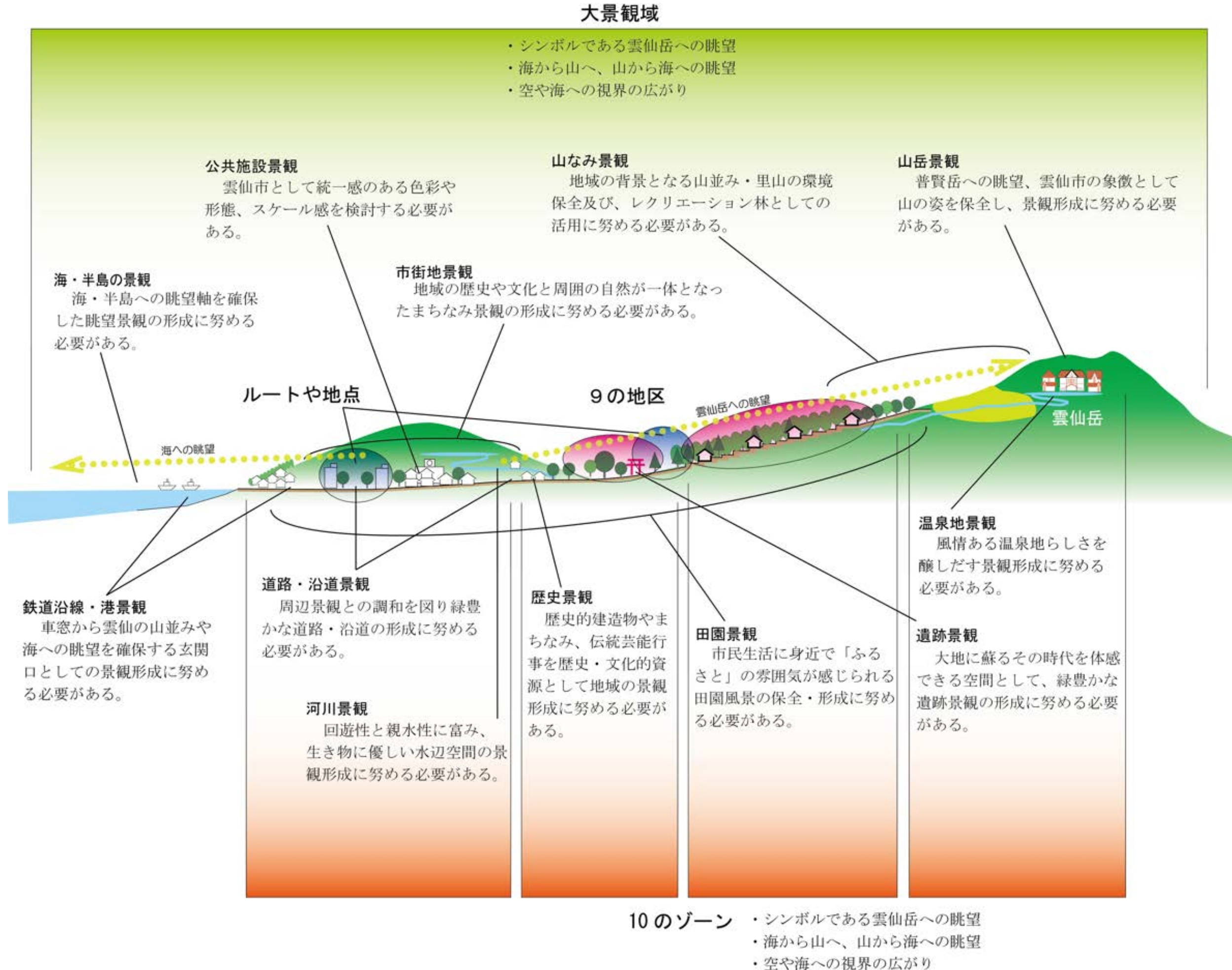
車窓から雲仙の山並みや海への眺望を確保する玄関口としての景観形成に努める必要がある。

公共施設景観

雲仙市として統一感のある色彩や形態、スケール感を検討する必要がある。

市街地景観

地域の歴史や文化と周囲の自然が一体となったまちなみ景観の形成に努める必要がある。



第4章 雲仙市の景観特性

4-1. 雲仙市の景観特性

前項までに確認した雲仙市の景観の現況および景観資源調査を踏まえて、「雲仙市ならではの風景」は、大きくは次のような4つの捉え方から、その特徴を整理することができる。

★ 3つの大景観域

★ 9の地区

★ 10のゾーン

★ 地点やルート

(1) 3つの大景観域

雲仙市は雲仙岳を頂点とする変化に富んだ地形による3つの大景観域に分けることができ、山から海に至る半島特有の自然の骨格を形成していることが特性として捉えられる。

①雲仙岳周辺大景観域

普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然景観を有し、山岳信仰の象徴的存在として、市民だけでなく世界に知られる雲仙岳周辺の地域である。

②雲仙北麓大景観域

千々石断層を境に、雲仙岳北麓の肥沃でなだらかな丘陵地帯で、周辺には広々とした田園地帯が広がる地域である。

③雲仙西麓大景観域

雲仙岳西麓は山地の間にある狭い傾斜地を中心に、美しい棚田、段畑等を含む田園景観が多くみられる地域である。

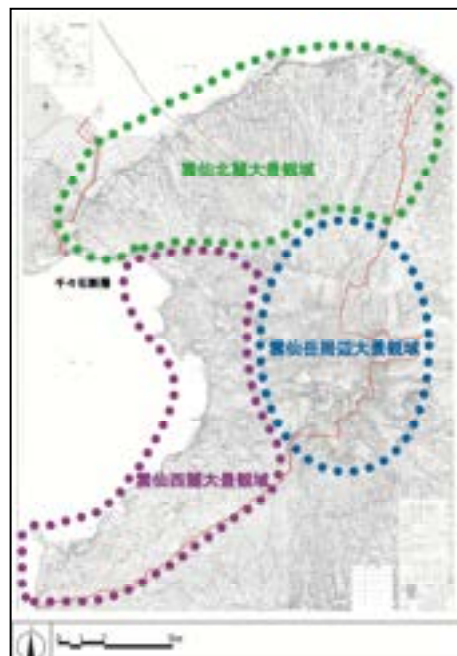


図 3つの大景観域

(2) 10のゾーン

①愛野町を中心としたゾーン

東西に緩やかに傾斜する台地状の畑地、古くから開かれた干拓地の水田が特徴的である。古くから交通の要衝であり、現在は、国道、島原鉄道が横断し、島原半島の陸の玄関口となっている。



雲仙岳の麓に広がる馬鈴薯畑

②諫早湾に面したゾーン

普賢岳から諫早湾に向かって緩やかに傾斜する半扇状に広がった畑地と海岸部の水田から形成され、堤防道路によって新たな北の玄関口となっている。



扇状に広がる水田

③有明海に面したゾーン

普賢岳を起点として緩やかな丘陵地を形成し、緩傾斜地が有明海に向かって扇状に展開している。水田、畑地が河川に沿って拓け、東の玄関口にあたる。



玄関口としての港

④千々石町海岸とまちゾーン

千々石断層に沿った低地に開かれたコンパクトな市街地と背後の水田、山間の畑地から構成される。橘湾沿いの入江は白砂青松の海岸が続く。



海岸沿いの国道沿道の緑

⑤猿葉山と雲仙岳西麓の棚田ゾーン

溶岩円頂丘である猿葉山と普賢岳西麓の急峻な地形から構成される。川の流域に沿って細長い棚田が連なる。



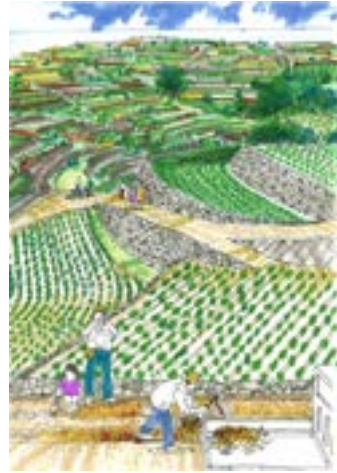
海に向けて開く田畑

⑥小浜町海岸と温泉街ゾーン

夕日が美しい橘湾を臨む海辺の温泉街である。



海沿いの小浜温泉街のまちなみ



丘陵地に広がる段々畑

⑦串山の海岸と段畑ゾーン

市の南端に位置し、雲仙岳から広がるなだらかな丘陵、磯浜が長く続く美しい海岸線を有している。急斜面川の流域には棚田が広がり、丘陵の斜面には段畑を形成している。

⑧諏訪池・論所原高地ゾーン

南島原市と接する稜線部分で、大半が国立公園区域に含まれる。茶畑や棚田などの農村風景とレクリエーション施設から構成されている。

⑨雲仙温泉街ゾーン

701年に行基により開湯され、明治の頃に外国人の避暑地として開かれた国際的な温泉観光地となっている。



山あいの雲仙温泉街のまちなみ

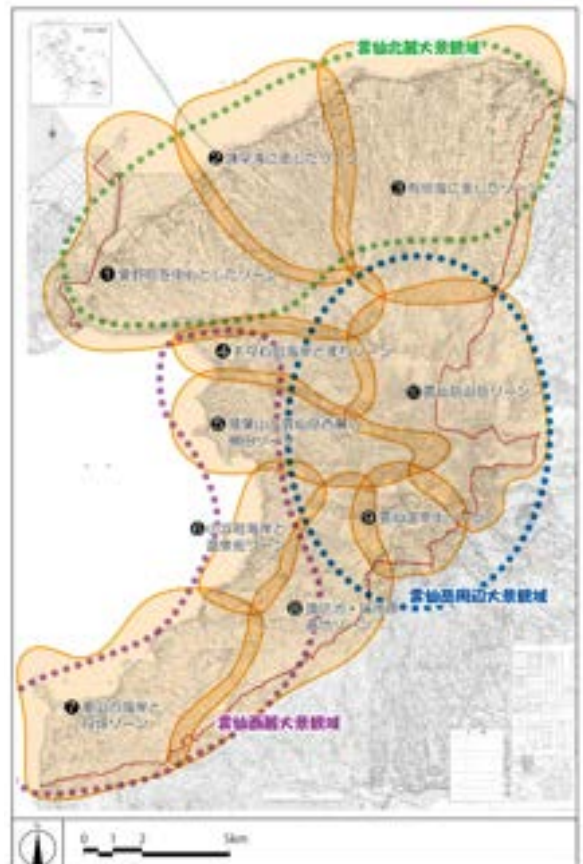


図 10 のゾーン

⑩雲仙岳山岳ゾーン

島原半島中央部の火山群による急峻な山岳地帯で、国立公園の中心部である。信仰の対象であると同時に水源であり、地域のシンボルとなっている。

(3) 9の地区

①神代小路地区

国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、街なみ環境整備事業による修景整備に取り組んでいる。

②千々石の岳の棚田地区

約 700 枚の棚田が広がるエリアにおいては、「重要文化的景観」の選定へ向けて、保存管理計画の策定が進められている。

③雲仙温泉街地区

国際的な観光地として世界的に知名度が高く、自然公園法、街づくり協定等の修景基準に基づき、統一感のあるまちなみが形成されている。

④小浜温泉街地区

雲仙温泉の山裾、橘湾に面した海辺の温泉郷の美しい風景は、斉藤茂吉や種田山頭火が俳句に詠んだほどで、温泉宿から立ち上る湯煙は温泉地域らしい風景を呈している。

⑤雲仙北麓の牧草地地区（吾妻～愛野地区）

吾妻、愛野町の山間地の台地では、肥育牛や養豚などが行われており、広々とした牧草地の景観を呈している。

⑥木津、富津漁港地区

自然を背景にして、漁船が停泊している漁港の風景は、雲仙市の代表的な文化的景観のひとつである。

⑦小浜鉄道跡沿線地区

昭和2年から昭和13年までは小浜～愛野間を結ぶ鉄道として利用されていた温泉鉄道跡。道の両側から緑豊かな木々が生い茂り、“緑のトンネル”として親しまれている風景である。

⑧愛野町の畑地地区、⑨南串山町の畑地地区

山の頂上まで続く急傾斜の坂道に、耕作された雄大な農地が並ぶ優れた自然の風景を有している。平成20年には、長崎県の「だんだん畑十選」に2地区が選定されている。



歴史的なまちなみ



古くからの営農を守り続ける棚田

■地点やルート

□地点

- ・国道、県道、相互の主要交差点
- ・多比良港 ・牧場の里あづま展望台
- ・岳の棚田展望台 ・愛野、千々石展望台
- ・絹笠山（サンセットヒル）
- ・南串山の棚畑展望台 ・仁田峠展望台

□ルート

- ・小浜鉄道跡 ・国道 57 号
- ・国道 251 号 ・国道 389 号
- ・雲仙グリーンロード（広域農道）
- ・主要地方道、一般県道
- ・島原鉄道 ・堤防道路



図 9 の地区と玄関口、眺望地点

第5章 景観計画の区域

5-1. 景観計画の区域

雲仙市全域を景観計画区域とする。

5-2. 重点区域の指定

(1) 重点区域候補地

景観計画区域のうち、本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、景観まちづくりの推進に関する施策が特に必要と認められる区域を重点区域として指定し、重点的に景観形成施策を推進する。本計画では以下の3地区を候補地として位置づける。

【重点区域候補地】

名称	地区の概況	区域の考え方
神代小路地区	佐賀鍋島藩神代領の陣屋跡である「鍋島邸」が国の重要文化財の指定を受け、慶応元年に建立されたといわれている鍋島邸の長屋門や近世に建てられた「伝統的武家屋敷」、明治期に建てられた「近代和風建築」など当時の面影を色濃く残している。 この地区は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。	背景となる城跡や農地、集落と一体となったまちなみ景観を保全育成するために、神代小路地区及び周囲を含めた範囲。
雲仙岳と岳の棚田地区	約700枚の棚田が雲仙岳西麓の斜面に張りつくように広がる。 棚田米の産地として有名で、現在重要な文化的景観の選定に向けて、保存管理計画の策定が進められ、地域と一体となった景観保全の取り組みがはじまっている。	背景の雲仙岳と一体となった壮麗な景観や石垣と畦道がつくりだす地形の美しさを有する景観を保全すべき、岳の棚田及び周囲の山林等を含めた範囲。
雲仙温泉街地区	国際的な観光地として世界的に知名度が高く、自然公園法、街づくり協定等の修景基準に基づき、統一感のあるまちなみが形成されている。	四季折々の自然の表情を見せる周囲の自然を背景とした統一感のあるまちなみを保全するため、雲仙温泉街及び周囲の山林や池等を含めた範囲。

(2) 先導的に取り組む地区・ルート

重点区域は今後、対象地域との協議調整の結果、必要とした場合、新たに指定できるものとする。以下に記す、雲仙市を象徴する景観などを有する地区や、景観資源をつなぐ重要ルート、本市への玄関口となる場所、主要交差点など、きめ細やかなルールによる景観まちづくりが必要と思われる「先導的に取り組む地区・ルート」を基本に、地域の景観まちづくりの熟度に応じて指定していくものとする。

【先導的に取り組む地区・ルート】

名称		地区の概況
先導的に取り組む地区	小浜温泉街地区	橘湾に面した海沿いの温泉地として親しまれ、眺望を意識して立ち並ぶ温泉旅館からは白い湯けむりがたちあがり、温泉地の景観を形成している。
	雲仙北麓の牧草地地区 (吾妻～愛野地区)	吾妻、愛野町の山間地の台地では、肥育牛や養豚などが行われており、広々とした牧草地の景観を呈している。
	木津、富津漁港地区	自然を背景にして、漁船が停泊している漁港の風景は、雲仙市の代表的な産業景観のひとつである。集落を見下ろす海への眺望と一体となった眺めは特徴的な景観である。
	小浜鉄道跡沿線地区	昭和2年から昭和13年まで小浜～愛野間を結ぶ鉄道として利用されていた温泉鉄道跡。道の両側から緑豊かな木々が生い茂り、「緑のトンネル」として親しまれている風景である。
	愛野町の畑地地区	雲仙市の陸の玄関口である国道沿いに広がるじゃがいも生産を中心とした畑地。 コスモス、菜の花など景観作物を用いた季節の演出が盛んに行われている。
	南串山町の畑地地区	山の頂上まで続く急傾斜の坂道に耕作された雄大な農地が並ぶ自然の風景は、優れたものを有している。平成20年に長崎県の「だんだん畑十選」に2地区が選定された。
地点やルート		①国道57号 ②国道251号 ③国道389号 ④雲仙グリーンロード(広域農道)、 主要地方道、一般県道 ⑤島原鉄道 ⑥堤防道路 ⑦国道、県道、相互の主要交差点 ⑧多比良港



図：先導的に取り組む地区・ルートの位置

第6章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

6-1. 地域毎の景観形成の基本方針

雲仙市の景観の現況および景観資源調査を踏まえて、「雲仙市ならではの風景」は、大きくは4つの捉え方から、その特徴を整理することができる。（3つの大景観域、10のゾーン、9の地区、地点やルート）それぞれに対して、景観まちづくりのポイントは以下のとおりである。

(1) 3つの大景観域

大景観域	景観形成の基本方針
①雲仙岳周辺大景観域	<ul style="list-style-type: none"> ・山岳景観の保全 ・良好な湖畔景観の形成
②雲仙北麓大景観域	<ul style="list-style-type: none"> ・田園景観の保全 ・斜面緑地、里山と点在する歴史資源等の保全、活用 ・有明海、雲仙岳を見通す眺望景観の保全
③雲仙西麓大景観域	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田、集落地景観の保全 ・斜面緑地、里山と点在する歴史資源等の保全、活用 ・橋湾、雲仙岳を見通す眺望景観の保全

(2) 10のゾーン

地域	景観形成の基本方針
①愛野町を中心としたゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な出会いを育む西の玄関口の景観まちづくり ・交通の要所として来訪者を迎える景観まちづくりと田園地帯を背景とした良好な都市景観まちづくり ・干拓地が広がる景観の保全
②諫早湾に面したゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙北麓の田園と有明海沿岸の景観まちづくり ・新たな北の玄関口として賑わいと交流の舞台としての景観まちづくり
③有明海に面したゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史と自然が迎える海の玄関口として景観まちづくり ・背景に雲仙岳、眼下に有明海が広がる眺望景観を保全
④千々石町海岸とまちゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・山、里、海が織り成す自然と文化の景観まちづくり ・白砂青松景観をもつ海岸線の保全 ・温泉鉄道跡地や千々石ホテル跡地などの景観資源の活用
⑤猿葉山と雲仙岳西麓の棚田ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな農漁村景観の保全 ・温泉鉄道跡地や猿葉山などの景観資源の活用
⑥小浜町海岸と温泉街ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・海沿いの温泉地をとりまく景観まちづくり ・海への眺望を意識した景観まちづくり
⑦串山の海岸と段畑ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・農と海のなりわいを育む景観まちづくり ・棚畑景観を構成する諸要素の保全
⑧諏訪池・論所原高地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙の一体的な観光の魅力アップ ・自然環境の保全と自然景観の維持
⑨雲仙温泉街ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を代表する温泉地としての景観まちづくり ・雲仙の一体的な観光の魅力アップ
⑩雲仙岳山岳ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙の一体的な観光の魅力アップ ・自然環境の保全と自然景観の維持

(3) 9の地区

地区	景観形成の基本方針
①神代小路地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武家屋敷の風情を伝えるまちなみの保全、活用 ・ 歴史的資源の保全、活用 ・ 歴史的景観の周辺環境と一体となった保全
②千々石の岳の棚田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、土地利用の保全 ・ 棚田景観を構成する諸要素の保全 ・ 今後想定される行為に対する規制、誘導のルールづくり ・ 雲仙岳と一体となった景観保全のための景観の範囲の検討
③雲仙温泉街地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて楽しい魅力あるまちなか景観の形成 ・ 湯煙あがる温泉街の雰囲気形成・活用
④小浜温泉街地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて楽しい魅力あるまちなか景観の形成 ・ 湯煙あがる温泉街の雰囲気形成・活用
⑤雲仙北麓の牧草地地区 (吾妻～愛野地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広がりある牧草地景観の保全、活用 ・ 有明海、橘湾等への眺望景観の保全
⑥木津、富津漁港地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の風情を伝えるまちなみの保全、活用 ・ 生業に関わる資源の保全、活用 ・ 生業の景観を周辺環境と一体となって保全する緩衝地帯の設定
⑦小浜鉄道跡沿線地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近代化遺産としての歴史的資源の保全、活用 ・ 観光ルートとしての活用促進に向けた景観まちづくり
⑧愛野町の畑地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、土地利用の保全 ・ 畑地景観を構成する諸要素の保全 ・ 今後想定される行為に対する規制、誘導のルールづくり
⑨南串山町の畑地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、土地利用の保全 ・ 畑地景観を構成する諸要素の保全 ・ 今後想定される行為に対する規制、誘導のルールづくり

(4) 地点やルート

地点・ルート	景観形成の基本方針
国道 57 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雲仙市への玄関口においておもてなし景観の形成 主要な交差点、港など市の玄関口となる場所では、雲仙市への到達を印象づけるよう雲仙岳への眺めや海、海岸の修景を行う。 ・ 沿道屋外広告物の規制・誘導、沿道建物の色彩、デザインの誘導 主要なルートとなる道路沿道では、屋外広告物や建物の規模、色彩、デザインについて積極的な誘導を行う。 ・ 交通安全面に対する配慮 道路における看板やのぼり等については、景観形成上のみならず、交通安全上でも支障をきたす恐れがあることから、設置場所、規模等に十分に配慮する。
国道 251 号	
国道 389 号	
雲仙グリーンロード（広域農道）、主要地方道、一般県道	
島原鉄道	
堤防道路	
国道、県道、相互の主要交差点	
多比良港	

6-2. 重点区域候補地

特に重点的に良好な景観形成に取り組むべき重点区域候補地においては、地域の特色を活かした良好な景観形成を図るため、今後地域と協議し、景観まちづくりの推進体制を整える。

地区	景観形成の基本方針
①神代小路地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武家屋敷の風情を伝えるまちなみの保全・活用 ・ 歴史的資源の保全、活用 ・ 歴史的景観を周辺環境と一体となって保全する緩衝地帯の設定
②雲仙岳と岳の棚田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、土地利用の保全 ・ 棚田景観を構成する諸要素の保全 ・ 今後想定される行為に対する規制、誘導のルールづくり ・ 雲仙岳と一体となった景観保全のための景観の範囲の検討
③雲仙温泉街地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて楽しい魅力あるまちなか景観の形成 ・ 湯けむりあがる温泉街の雰囲気形成、活用



①神代小路地区



②雲仙岳と岳の棚田地区



③雲仙温泉街地区

第7章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

7-1. 市域全域の良好な景観の形成のための行為の制限

本市の美しい自然や歴史、文化と調和した景観を形成するためには、眺望を阻害する大規模な建築物や高層の建築物、もしくは外観にけばけばしい色彩や派手な装飾等を施した建築物、特異な形態の建築物、または工作物が建設されないように誘導することが必要となる。

そこで、市域全域（重点区域を除く）の良好な景観の形成のため、届出対象行為及びその基準については、以下のように定めるものとする。

(1) 届出を必要とする行為

行為	規模	行為の種類
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物 1. 高さ13mを超えるもの 2. 床面積1,000㎡を超えるもの 	<p>新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替え若しくは色彩の変更をいう。）</p> <p>ただし、地下に設ける建築物の建築等は除く。</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模工作物 高さ13mを超えるもの 	<p>新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替え若しくは色彩の変更をいう。）</p> <p>ただし、地下に設ける工作物の建設、仮設の工作物の建設等、農業又は林業を営むための工作物（高さが13mを超えるものを除く）の建設等を除く。</p>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積が3,000㎡以上のもの 	<p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。</p>

(2) 行為の基準

対象		基準
基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模行為を行う土地について、自然公園法、都市計画法等に基づく施策等がある場合は、それらの施策との整合を図る。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであると同時に、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとする。 ・山並みや田園の広がる場所及びこれらに隣接する場所、水辺や歴史、文化的資源に近接する場所では、特にこれらとの違和感を与えない形態意匠とする。 ・住宅地、温泉観光地といったまちなみが形成されている場所は、景観の特性を踏まえその場所にふさわしいまちなみの連続性創出に配慮する。 ・道路等の公共空間に面する部分は特に通りからの見え方に配慮し、立地特性にふさわしい魅力ある通り景観の創出に配慮する。
建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とする。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とする。 ・道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とする。 ・建築物の周辺は、できる限りオープンスペースの確保に努める。 ・歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とする。 ・水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とする。 ・周辺の景観と調和する形態及び意匠とする。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、かつ長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた材料を用いるよう努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避け、落ち着いた色を用いるよう努める。
開発行為	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。

7-2. 重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限

重点区域内においては、重点的に景観まちづくりに関する施策を推進するため、市域全域の行為の制限に加え、重点区域の特性に応じた行為の制限を設定し、良好な景観の形成を図ることとする。重点区域を届出対象区域とし、その基準は以下に示すとおりとする。なお、その対象行為の基準は今後地域と協議し、設定する。

届出を必要とする行為

行為	規模	行為の種類
建築物	・すべての規模の行為を届出対象とする。	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替え若しくは色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける建築物の建築等は除く。
工作物	・すべての規模の行為を届出対象とする。	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替え若しくは色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける工作物の建設、仮設の工作物の建設等、農業又は林業を営むための工作物（高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク等を除く）の建設等を除く。
開発行為	・すべての規模の行為を届出対象とする。	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	・すべての規模の行為を届出対象とする。	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更。 ただし、農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更（土地の開墾を除く）、幅員が2m以下の用水路又は幅員が2m以下の農道・林道の設置を除く。
木竹の伐採又は植栽	・すべての規模の行為を届出対象とする。	木竹の伐採又は植栽。 ただし、間伐、危険木の伐採、施設の保守のために必要な伐採その他の通常の維持管理行為及び仮植した木竹又は測量、実施調査等の支障となる木竹の伐採、農業又は林業を営むために行う木竹の伐採（皆伐を除く）又は植栽を除く。
水面の埋立て	・すべての規模の行為を届出対象とする。	水面の埋立て。

第8章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

8-1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物等は、地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物及び樹木を対象に、所有者等の意見を聴いて指定する。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物とは、本市の歴史文化、暮らしなどが感じられる建造物で、道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとする。

- 外観が伝統的様式や技法で建造され、地域の歴史・文化・暮らしが感じられるもの
- 周辺景観の核となり、まちなみの雰囲気醸し出しているもの
- 建造された時代の特徴が感じられるもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

【対象と想定されるもの】

- ・旧小浜鉄道跡、トンネル等（千々石町、小浜町）
- ・軍神橋（千々石町） ・木津、富津漁港（小浜町）
- ・百花台公園（国見町） ・橘公園（千々石町） ・金浜めがね橋（小浜町）

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く枝ぶりが良好なもの、群落をなしているものなど、地域の象徴となっている優れた樹木で、道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとする。

- 由緒、由来があるもので、健全で樹形等が景観上すぐれているもの
- 市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 良好な並木を形成しているものや、群落として地域の景観の核となっているもの

【対象と想定されるもの】

- ・専照寺楼閣山門大イチョウ（千々石町 樹齢450年）・池の原のミヤマキリシマ群落（小浜町雲仙 国指定天然記念物）・長栄寺のひいらぎ（国見町 県指定天然記念物）
- ・ジャカランダ（小浜温泉 街路樹）・金浜のあこう（小浜町 金浜めがね橋たもと）

第9章 良好な景観の形成のために必要な事項

9-1. 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項（基本的事項）

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に際しては、市全域としては長崎県屋外広告物条例の基準に従うとともに、第6章に定める「景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針」及び第7章に定める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」との調和が保たれるものでなければならない。また、重点的に景観形成を図ることが必要な区域については、今後重点区域としての指定と併せ、地域の特性を踏まえた表示及び掲出の設置に関する行為の制限を定めていくものとする。

9-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項（基本的事項）

良好な景観の形成に大きな影響を与える、本市の景観形成上、特に重要な景観資源である道路、河川、漁港及び公園等の公共施設を景観重要公共施設に位置づけ、施設の管理者等と協議のうえ、地域の良好な景観形成にふさわしい整備を推進すると共に、整備に関する事項・基準について検討することとする。

第10章 景観まちづくりの取り組み施策

10-1. 景観誘導のためのルールづくり

良好な景観形成に向けて、より具体的な景観誘導、あるいは規制を行っていくためには、現行制度を活用するとともに、新しい景観誘導のためのルールづくりが必要である。本市では、全市的な視点から誰もが不快に感じるものを制限する「緩やかなルール」から、本市の個性や魅力を発揮する重要な地域における、「よりきめ細かいルール」まで、目的に応じたルールづくりの検討を進める。

①良好な景観まちづくりのための協定

- ・建築協定は緑地協定などの既存の仕組みを活用するとともに、景観法に基づく景観協定の活用を推進する。(例：建築協定・緑地協定・総合設計制度・景観協定の活用 等)

②地域ごとのルールづくり

- ・地域の特性に応じた景観のルールづくりに取り組む。
(例：地区計画制度の活用、景観地区の活用 等)

③大規模行為に関する規制誘導

- ・一定の規模以上の建築物や工作物の建設、面的な宅地開発などの大規模行為は、本市全体の景観に大きな影響を与えるため、これらの行為に関する規制誘導を進める。
(例：事前協議制度や届出制度の導入、指針や基準づくり 等)

④公共施設整備の基準

- ・景観形成が進めやすい公共施設の整備において、景観形成のガイドラインの整備を進める。(例：公共施設景観形成ガイドライン 等)

⑤屋外広告物対策の推進

- ・長崎県屋外広告物条例等を基本としながら、本市の各地域特性に応じた独自の屋外広告物の規制誘導のあり方を検討する。(例：許可基準の導入 等)

⑥ごみの不法投棄の監視

- ・清潔で美しい環境・景観の形成に向けて、不法投棄の監視強化と意識啓発の推進に取り組む。

10-2. 市民活動への支援・制度の充実

本市が目指す景観まちづくりは、行政だけでなく市民や事業者が自発的な活動を積極的に進めていくことが重要である。その活動を支援する制度の充実を行うとともに、市民全体で盛り上げていくための普及啓発に向けた取り組みの推進を検討していく。

(1) 市民活動への支援

①景観まちづくりを行う市民団体・組織の認定と支援

- ・本市が目指す景観まちづくりに対して、率先して取り組みを行う市民団体や組織を認定し、認定した団体・組織に対して、活動の円滑化・動機付けに資する支援等を行う。

(例：専門家の派遣、技術的支援、一部経費の負担、保険制度 等)

②重要な景観資源等に対する支援

- ・指定、登録を行った景観資源に対して、維持管理・保全のための支援を行う。また、市民の景観形成に資する活動への支援・制度の整備に取り組む。

(例：生垣設置奨励事業補助金の活用 等)

(2) 普及啓発への取り組み

①景観まちづくりに関する啓発活動の推進

- ・本市の景観まちづくりについて、市民がともに学び、考え、新たな活動のきっかけとなるイベントや学習の機会を設ける。
- ・公共施設の整備など市民の意見を聞く必要があるものに関しては、早期段階から情報を公開し、市民の意見を聞く機会の増加を図る。

②PR、情報発信

- ・広報誌やホームページ等を活用し、本市の景観施策の概要や先導的な市民団体の取り組み・成果についての紹介、本市の景観まちづくりの先導的な取り組みの事例などの紹介を行う。

③表彰制度の創設

- ・市民や事業者の景観まちづくりの取り組みの中から、優れた取り組みや美しい景観形成に寄与するものについて表彰を行う制度づくりに取り組む。

10-3. 景観まちづくりの推進施策

①庁内の体制づくり

- ・施策の実現に向けて、景観形成推進事業については庁内関係各課と庁内推進委員会を設置し、選定、協議し、景観行政担当部署が事業の点検、推進状況の管理を行う仕組みづくりを検討していく。

②景観条例、景観計画の策定による規制・誘導

- ・景観計画区域は市域全体とし、一定規模（例：1,000 m²を超える建築物の新增改築等）以上の行為に対する届出を義務化し、本市全体の景観に大きく影響を与える行為に対し、緩やかな規制誘導を推進していく。
- ・重点区域に対して、個別のガイドラインの策定の推進を検討していく。
- ・実効性の確保のため、ガイドラインは地域の意向を踏まえ、確実に運用可能な仕組みづくりを検討していく。
- ・景観審議会を設置し、ガイドラインの策定、指導・勧告等の際に意見を求めるものとする。

③都市計画マスタープランと連携した取り組み

- ・雲仙岳や有明海、橘湾などのシンボル景観への眺望確保のため、あるいは良好な視点場からの眺望を保全・再生するため、都市計画マスタープランと連携した取り組みを、検討していく。

④他事業者との連携体制について

- ・重点地区内において施設を有する国、県、電線管理者、事業者、地域住民等と景観に関する協議の場を設置し、目標の共有化を図るとともに、景観形成のあり方について協議の推進を検討していく。
- ・島原鉄道、主要道路が並行する沿線について、それぞれの管理者や地域住民と協力し、景観創出事業に取り組んでいく。

10-4. 景観まちづくりの推進体制

景観まちづくりの推進に向けて、市民が積極的に取り組みに関わることができる仕組みを整えるとともに、行政内の組織づくりが必要不可欠である。加えて、それぞれが効果的に連携・協働していくための仕組みづくりの推進を検討していく。

①景観審議会の設置

- ・市民との協働による取り組みを進めるため、「雲仙市景観審議会」（以下「審議会」という）を設置する。
- ・景観計画およびガイドラインの策定、届出行為に対する勧告・命令、景観形成推進事業の計画等の際には、審議会の意見を聴取する。
- ・審議会は市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成する。

②景観まちづくりアドバイザーの設置

- ・本市全体の景観まちづくりや戦略デザインに目配りする「景観まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という）を設置することができるものとする。
- ・アドバイザーは、景観計画の見直し、届出行為に対する勧告・命令、景観形成推進事業の計画、実施等について、専門家の立場から指導と助言を行うものとする。

③景観重点区域協議会の設置

- ・重点区域内の土地所有者及び利害関係者は景観重点区域協議会（以下「区域協議会」という）を設置することができる。
- ・区域協議会では、各地域の景観まちづくりについて議論し、審議会と意見調整するとともに、地域の景観まちづくりを住民主導で実践していくことを検討していく。
- ・区域協議会は、市長の認定を受け、当該地区を対象とした景観重点区域計画を定めることができるものとする。

【解説】

景観法と景観計画

本計画は、社会情勢の変化、市域の拡大、景観法の制定などを踏まえ、従来の取り組みを充実・強化しながら、総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものであり、今後の景観施策を実現していくための基本的方向を示すマスタープランとして位置づけるものである。

◇景観法と景観計画について

景観計画は、平成16年に制定された「景観法」の基本となる仕組み。地域の景観行政の担い手としての役割を与えられた自治体（景観行政団体）が区域を定め、景観形成に関する考え方を示し、建築物や工作物の新築などの一定の行為に対して、景観形成上の基準を設ける。

「景観法」	わが国で初めて、総合的な景観形成の取組みを法制度化
○わが国の景観形成の基本理念	
○住民、事業者、行政の責務	
○景観形成のための行為規制や支援の制度 (景観計画、景観地区、景観協定、景観整備機構 など)	

法に基づき市町村等の景観行政の取組みを強化

「景観計画」	「景観行政団体」が一定の区域を対象に策定・運用
必須事項	
○景観形成区域 (景観地区) 景観計画区域内に、景観上の特性が異なる地区がある場合には、景観計画区域の地区を区分して、それぞれの区分ごとに届出対象行為の追加及び適用除外、届出対象行為ごとの景観形成基準を別に定めることが可能となっている。	
○良好な景観形成に関する方針	
○良好な景観形成のための行為の制限	
○景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	
選択事項	
○屋外広告物の行為の制限	
○景観重要公共施設の整備に関する事項 など	

方針レベルにとどまらず具体的な基準等を設定(変更命令も可)

※景観行政団体：都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となる。
その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体となる。